

第四十八回国会

参議院内閣委員会會議録第二十一号

昭和四十年五月十一日(火曜日)
午前十一時三十分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

久保 勘一君
平島 敏夫君

補欠選任

森部 隆輔君
八木 一郎君

五月十一日

辞任

中村 順造君

補欠選任

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 榮君

理事

栗原 祐幸君
下村 定君
伊藤 顯道君

委員

源田 実君
塩見 俊二君
三木與吉郎君
村山 道雄君
森部 隆輔君
鬼木 勝利君

政府委員

白井 莊一君

総理府総務長官
総理府総務副長官
官
総理府恩給局長
宮内庁次長
皇室経済主管

古屋 亨君
増子 正宏君
瓜生 順良君
並木 四郎君

事務局側

伊藤 清君

常任委員会専門員

本日の会議に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田榮君) これより内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十八日、久保勘一君及び平島敏夫君が委員を辞任され、その補欠として森部隆輔君及び八木一郎君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) 恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

政府側からは、古屋総務副長官、増子恩給局長が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 本法案について二、三お伺いしたいと思いますが、まず最初にお伺いしたいのは、この改正点についてですね。改正点そのものについてまずお伺いしたいと思います。

そこで、最初にお伺いしたい問題は、この当委員会での恩給の審議に当たった際必ず問題となる問題は、恩給、年金と、それと現職公務員給与とのベースの差の問題、これは常に根本問題として論議されておるわけですね。そこで、お伺いしたいことは、このベースの差について、総務長官お見えにならぬので、副長官、どのように一体お考えになつておるか。このことをまず御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(古屋亨君) ただいま伊藤先生のお話にありますが公務員関係の給与と恩給との関係でございませう。恩給におきましては、御承知のように、公務員の退職当時にござりまする俸給を基礎として支給されるものでありまして、物価事情あるいは生活水準の上昇等の社会情勢の変動に依りまして、在職公務員の給与改定が行なわれるような場合におきましては、恩給の額も見直していくということが望ましいと考えておるのでございませうが、在職公務員の給与は、現に職務に従事しているということを前提としておるのでございまして、人事管理上の要請をも加味して考慮されております。したがって、現在職務に従事していない者に給付される恩給、扶助料等を、単純に現職公務員の給与改定にリンクしてスライドさせるということは、必ずしも適切な措置とは言えないものがあると考えておるのでございませう。御承知のように、昭和三十四年の公務員給与の改正以後におきましては、俸給表の構成も非常に複雑になつておりまして、公務員給与のみをものといたしまして、恩給の増額、改定を行なうことは非常に困難となつておる。でございませう。目下のところは、国民生活の水準、公務員の給与、物価、その他の事情を考慮いたしまして、恩給年額の改定を行なうことが適当ではないかと考えておるのでございませう。現在、こういうような過程で私どもは考えておるのでございませう。将来の問題といたしましては、たとえばドイツ、その他の外国の立法等におきましては、給与法の改正と一緒に進んでおるものもございませう。実は今回御提案申し上げておられます恩給のベースアップにつきましては、昨年からできました恩給問題審議室におきまして検討を加えまして、最近の国民生活の水準あるいは物価その他の事情を考慮いたしまして御提案しているような恩給年額の改定を行なうことといたし、提案を申し上げている次第でございませう。ただ将来の問題といたしましては、この恩給問題審議室におきまして十分という点、外国の立法例その他の検討を怠りたいたと存じておる次第でございませう。

○伊藤顯道君 この根本問題としていま御説明ございませうけれども、まず考えなければならぬのは国民生活の水準の問題ですね。それと公務員の給与、それから昨今の物価上昇、こういうことを考慮に入れた場合には、当然このベースの較差を是正することがあまりにも当然ではないか、こういうふうに考えられるわけでありませう。したがって、まあ若干考慮されてはいるようですが、まだまだ開きは大いいわけですね。こういう根本問題についてさらにひとつ御説明いただきたいと思ひますけれども。

○政府委員(古屋亨君) ただいまの伊藤先生の御意見でございませう。私も、今回提案を申し上げておりますベースアップは、先ほど申し上げましたように、恩給問題審議室において検討をいたしておるのでございまして、その検討の結果を御提案をしておるのでございませう。しかしながら、お話しのように、物価水準あるいは生活水準の向上あるいは公務員の毎年の勧告によるベースアップということもございませう。恩給に関するいろいろな問題は、いま御提案申し上げておるようなベースアップの問題以外に専門的に調査検討を行なうような問題が多々ございませう。したがって、ただいま御提案申し上げておられますベースアップの問題と合わせまして、その他専門的に調査検討を行なうための問題として私どもは数多くの問題を持っておりますので、この恩給問題審議室を活用いたしまして、十分そういう点の調査検討を進めてまいりたいと考えておる次第であります。

○伊藤顯道君 政府委員の御説明を聞いておると、恩給の改定は非常に困難なものであるが、国民生活の水準、公務員の給与、物価、その他の事情を考慮いたしまして、恩給年額の改定を行なうことが適当ではないかと考えておるのでございませう。現在、こういうような過程で私どもは考えておるのでございませう。将来の問題といたしましては、たとえばドイツ、その他の外国の立法等におきましては、給与法の改正と一緒に進んでおるものもございませう。実は今回御提案申し上げておられます恩給のベースアップにつきましては、昨年からできました恩給問題審議室におきまして検討を加えまして、最近の国民生活の水準あるいは物価その他の事情を考慮いたしまして御提案しているような恩給年額の改定を行なうことといたし、提案を申し上げている次第でございませう。ただ将来の問題といたしましては、この恩給問題審議室におきまして十分という点、外国の立法例その他の検討を怠りたいたと存じておる次第でございませう。

○伊藤藤道君 この法案がかりに通ったといえども、普通恩給は二万四千円ベースというところになるわけですね。これを公務員給与を昨年九月現在で見ると約三万五千円になると思うのです。ということになると、この両者を比較すると、その較差は一万一千円も開いておるわけですね。この一万一千円の開きは一体どこから出てきたのかという原因はいろいろあるでしょうが、これは結局要約すれば、政府の経済政策からのし寄せではないか、こういうふうに断定せざるを得ないわけですが、この点に關する副長官のひとつ御所見を承りたいと思います。

○政府委員(増子正宏君) 多少技術的な面に関係いたしますので、私からまずお答え申し上げます。と存じますが、ただいま御質問で御指摘になりましたのは、今回の改正が、成立しました場合における普通恩給は二万四千円ベースというふうに仰せられたのでございますけれども、まあベースという意味にいろいろございますので、正確に言いました場合には、今度の改正後におきます恩給の基礎俸給が必ずしも二万四千円とは言えないというふうに私も考えておるわけでございます。要するに、二万円ベースと言われておった俸給表を基礎にして恩給を計算しているのが現行でございますが、その計算の基礎になっておるその仮定俸給を二割アップするということでございまして、二万円の二割アップならば二万四千円ではないかということであろうと存じますけれども、二万円と申しますのは、先生もよく御承知のように、一般職の俸給表をその当時の公務員に適用しました場合の、いわば俸給等の月額平均額でございますから、扶養手当とかあるいは暫定手当等を含んだ金額がいわゆる二万円であつたという意味でございます。したがって、恩給法の基礎に關する限りは、それらの給与のうちいわゆる俸給だけでございまして、その俸給は金額にして平均二万円というわけでもございせんでしたので、今回の改正案によりまして基礎俸給が二万四千円になるという關係にはございせんことをま

ず申し上げておきたいと存じます。いずれにしても、しかしながら、恩給の基礎になっておる俸給表というものは確かにあるわけでございます。それは先生もよく御承知のように、昭和三十四年の十月から施行になった俸給表が現行の基礎でございます。そうして、在職公務員につきましては、御承知のように、昨年の九月から給与の改定が行なわれておりまして、その給与がいわゆるベースとして幾らになるかという計算は実は人事院等でもいたしておりませんので、はつきりした数字はわからないわけでございます。三万五千円程度というの、先生が御計算になったものであらうと存じますが、そういった在職者に適用される俸給表と、それから恩給の基礎の俸給額とは時期的に非常にずれているというところは、先生が御指摘になった限りにおきましてはまさにそのとおりでございます。こういった基礎になる俸給の適用時点といひますか、そういったものの時間的ズレ、これは実は私も少しもして、大幅に開いておるというところは決して好ましいことではないというふうに考えているわけでございます。したがって、逆に言いますと、できるだけ公務員の俸給の水準といひますか、そういったものに近いかと望ましいというふうに思ふわけでございます。しかしながら、その近さといひますか、その間隔というやうなものがどの程度が適當であるかといふことにつきましては、必ずしも簡単に結論を得られないわけでございます。従来の方法からいいますと、一番近い公務員の俸給表に合わせるということが一つの目標ではあつたと思ふわけでございます。しかし、それを実現するといひましたとしても、金額的に相當の巨額に達する、所要財額が巨額に達するといふ意味におきまして、実は非常な困難にいつも逢着いたしておたわけでございます。したがって、その財政事情の許す限度といひますか、そういったものとらみ合わせて現実には恩給を改定してきたというのが従来の行き方でございます。したがって、根本的な考え方といひましては、先ほど総務副長官

から申し上げましたように、在職者の給与ベースがどういふふうになつておるかということとは、一つの大きなものでございまして、そのみでなく、一般的な物価水準でありますとかあるいは国民生活の消費水準、そういったものをやはり勘案しながらそのときの財政状況等も考慮しつつ、できるだけ恩給年額等の改善を行なつていくということが今日の姿でございます。努力して、後におきましても、やはりそういう点で努力してまいらうというところではないかと考えているわけでございます。

○伊藤藤道君 いろいろ御説明をいただいたわけですが、その一端に、現職公務員給与のベースに近いことが望ましい、そういう御指摘があつたわけですが、現職公務員給与ベースそのものでは好ましくないのですか、ただ近ければいいということで、現職公務員給与ベースそのまま適用すれば、それはしごく事務操作も非常に簡便にいくし、先ほど来伺ひしておる国民生活水準とか、公務員の給与、いわゆる物価上昇、こういったことをあわせ考えたら、やはり現職公務員給与ベースそのものを使えば万事に都合がいいわけだ。ただ都合の悪いのは、予算がないということであらうと思ふのですが、したがって、近いことが好ましいといふ言われましたけれども、ほんとうに好ましいのは、いま繰り返しお伺ひしておる公務員の給与ベースそのものが一番好ましいわけですけれども、その点はどうもあいまいだ。

○政府委員(増子正宏君) 私が、恩給の基礎になります俸給年額というものが在職者の公務員給与の水準とあまり隔たつていない、それに近いのが好ましいというふうに申し上げました意味は、実はこういうことでございまして、公務員のいわゆる給与といふものは、御承知のように、俸給ばかりではございせんが、少なくとも俸給につきましては申し上げても、今日では、各職種ごとに相當こまかに定められておるわけでございます。行政職(一)、(二)とか、あるいは医療職とか、公安職とか、教育職とか、そういったふうに俸給表が分かれて

おるわけでございますが、実は十数年前にやめられた方等につきましては、そういった俸給の別がなかった時代もあるわけでございます。ことにまあずっと古い数十年前に退職された方等の退職当時の俸給といふものを見ますと、今日におきましては格段の相違があるわけでございます。そういったつと過去から今日まで引き続き恩給受給者といふものを持つておりました給与といふものを見ますと、非常に千差万別でございます。で、今日の時点における在職者の給与体系に合わせることを申ししても、これは実はほとんど不可能なものでございまして、したがって、ある種の擬制といひますか、フィクションを用ひまして、新しい俸給に切りかえてきているのが今日の姿でございます。しかもその過去の俸給体系を今日の体系に変えますのも、実は昭和三十三年の改正の際が、まあ従来のやり方における最後の方法といひますか、非常に苦勞をしまして、在職者の給与体系に合せておるというのが実情でございます。一つ一つ調べてみますと、在職者に適用されておる俸給表とは違つた恩給独自の給与体系といふやうなものも現にできておるわけでございますが、そういった意味におきまして、在職者に適用されておる給与表をそのまま技術的に恩給受給者の基礎俸給のところにもつてくるわけにいかないといひ、いわば技術的な困難さといひますか、そういったものが現に出ているのでございまして、しかもその困難さは、最近における人事院の勧告及びそれに基づく給与法の改正等をつど一そう増してきておるというところでございまして、御承知のように、一般職の俸給表につきましては、相當構造の変化が行なわれてきておるわけでございます。

そういうことから、実は技術的な面で在職者の給与表といふものをとりこむといふことがございまして、したがって、せいぜい考えられることは、全体平均して従来からの程度上がるかといふたやうな一般的な上昇率といひますか、そういったものが一応は考え得るというやうな意味でございまして、したがって、そういったか

一般的な上昇率というものを恩給の基礎俸給に適用いたします場合には、実はいろいろな段階があるわけであり、すなわち現在三十九年の九月から施行になっている給与法にいたしますか、あるいは三十九年の八月末まで適用されておいた俸給表にするかというように、いろいろなさういふ時点の選択の問題があるわけであり、したがって、私が先ほど一般的に給与水準としては、在職者に近いのが好ましいというふうに申し上げましたのは、そういう事情を考慮しながら公務員の給与水準とあまりにかけ隔っていることのないような給与がやはり恩給の基礎として望ましいのじゃないかという意味で申し上げたわけであり、在職者の俸給表に合わせれば一番技術的に簡単ではないかとおっしゃいますのが、実は技術的には非常にむずかしい、不可能に近いものであるということをおし上げるわけであり、

○伊藤道君 この提案の説明を見ますと、一般退職者及びその遺族ですね、遺族の恩給年額については原則として二〇%増、こういう提案理由の説明があるわけであり、

そこでお伺いいたしますが、原則として二〇%云々というからには何か例外があるのか、原則としてというのはいくどいう意味なのか、他に例外ありといたしますれば、その例外とはどのようなことなのかということをお聞かせいただきたい、

○政府委員(増子正宏君) 提案理由の御説明で、一般退職者及びその遺族の恩給というものが、厳密に申しますれば恩給法上の普通恩給及び普通扶助料というふうな中へ上げられるわけでございます。それから公務員及び公務死没者の遺族の恩給というふうな中へ上げられるのは、言うまでもなく、傷病恩給及び公務扶助料の点でございます。で原則として二〇%増額というふうな中へ上げておきますのは、この普通恩給につきましては、御承知のように、現行法におきましては、い

わゆる俗に言われる二万円ベースの仮定俸給ということになっていくわけでございます。それから公務扶助料等につきましては、いわゆる二万四千円ベースというふうに通俗的に言っているわけでございます。要するに、普通恩給とそれから公務関係の恩給におきましては、その基礎になる俸給年額が二通り、いわゆる二本立てということになっていくわけでございます。で今回におきましては、この二本立ての俸給年額をそれぞれについて二〇%上げということをやったのではなくて、普通恩給の基礎になっております俸給年額、すなわち俗に言う二万円ベースの仮定俸給といわれるものを一応取り上げて、それを二〇%増額したものが今後における各恩給の計算の基礎になる俸給額というふうなことにいたしました。したがって、普通恩給の場合には大体単純に二〇%アップになるわけでございますが、公務関係の恩給につきましては、いまの基礎俸給年額の関係では二〇%アップにはならないわけでございます。というのは、すでに二万円ベースよりは高い基礎俸給であったわけであり、二万円ベースの二割増しにしたところではほとんど上がらないという場合も出てくるわけであり、原則として二〇%増額というものはそういう意味におきまして申し上げたわけでございます。それでは公務扶助料あるいは傷病恩給のほうはどうなるかということになりますと、仮定俸給を基礎にいたしました計算の場合に、御承知のように、公務扶助料の場合におきましては、普通恩給の基礎となる俸給年額を基礎にいたしましたいわゆる普通扶助料というものを差し出して、この扶助料というのは、普通恩給の二分の一でございますが、その二分の一になった普通扶助料をさらに今度は何倍かいたすわけでございます。で、現在は丙の場合には、三・五五倍いたすのでございますけれども、今度の改正案におきましては、この倍率を四・三二倍に引き上げたのでございます。したがって、基礎俸給としては公務関係では二〇%は上がりませんけれども、この倍率の改訂によりまして、結

果的に最後に算出されます公務扶助料は三〇%程度引き上げられる、改善されるという結果になるのでございます。そういう点を一応簡単に申し上げたわけでございます。

○伊藤道君 次に、増額措置について承りたいのですが、三カ年間にわたる年次計画で実施する、こういう提案理由の説明があるわけですが、これを具体的に説明していただきたいと思うのです。公務員、遺族、高齢者、こういう者を先にするような配慮が払われておるということであり、御説明いただきたい。

○政府委員(増子正宏君) この恩給の増額措置を年次計画にいたしまして、受給者全員について一時的には上げなくて、徐々に引き上げていくというやり方、これは前回の昭和三十三年の改正のときもこういう大体系をとったわけでございます。このやり方につきましては、いろいろと批判もあり、まあ私もとしましては、できるだけこういった形はとらないほうが望ましい、せつなく引き上げるならば一時に全員がその引き上げに浴する、という形がベターであるというふうには考えておるのでございます。したがって、今回もそういう形です。考えたのでございますが、この増額によりまして所要財源の額と、それから今日の財政状況全体から見通される状況との調整の段階におきましてやむを得ずということであろうとした段階を実施をとらざるを得なくなったのでござい、す。その際にそれではどういうふうにかえるかというところにつきましては、まず高齢者について、できるだけこの段階的な適用は除外いたしたというふうな考えをいたしました。それからいわゆる傷病軍人と申しますか、傷病恩給を受けておる方、こういう方々については、年次の適用はいたしたくないということ、その他の点につきましては、できるだけ高齢者の方々から均てんしていくということで、いわば比較的年齢の若い方にはしばらくお待ちは願うというふうな考え方でござい、す。そういうことでございました内容が

今回御審議をいただいておりますのでござい、す。その概要を申し上げますが、まず種類からいいますと、公務扶助料、普通恩給、普通扶助料、これはすべて同じ取り扱いをいたすわけでございます。ただし、傷病恩給、いわゆる増加恩給と傷病年金の受給者につきましては、本年の十月から全額実施をいたすということでござい、す。で、その他のいま申し上げました恩給の種類につきましては、これらを通じまして年齢で区切ったわけでございます。本年の十月までに七十歳以上になる方につきましては、全額を十月から実施いたします。したがって、傷病恩給の受給者と同様に、最初から増額が行なわれるわけでございます。その次は、七十歳未満であるけれども、六十五歳以上の方、この方につきましては、四十一年の十月から引き上げられるのは今回の改訂の二分の一だけでござい、す。そうして残りの二分の一は、四十一年の一月から実施されるということでございます。その次は、六十五歳未満の者のうち、いわゆる遺族に該当する方、つまり六十五歳未満の妻、子につきましては、本年の十月から引き上げられますのは増額の三分の一だけでござい、す。そして、明年の四月の一月からは、増額の二分の一を引き上げということで、その状態が一年間続きまして、四十二年の一月には全額になるということでござい、す。その次は、六十五歳未満であるが、六十歳以上の者、いまの妻、子は除かれるわけでございますが、六十歳以上の者につきましては、本年の十月から三分の一を引き上げる、それから四十二年の七月には二分の一を引き上げる、それから四十二年の七月には二分の一の二だけ引き上げられる、四十二年の七月になりまして全額引き上げということになります。それから最後に六十歳未満の方でございますが、この六十歳未満の方につきましては、当分引き上げは停止されるわけでございます。で、四十二年の七月になりまして、初めて今回の引き上げが適用されると、まあこういう形になるわけでございます。

以上、わかりにくかったと思いますが、概要でございませう。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、旧軍人軍属の抑留の期間の加算を認める、こういう説明があるわけですか。これをひとつ最後に御説明いただきたいと思う。

○政府委員(増子正宏君) 軍人軍属の抑留期間につきましては、御承知のように、現在はその抑留されておる期間がそのまま在職期間としては計算されておると、しかしながら、その加算はないわけでございますが、今回の改正におきましては、その期間につきまして、いわゆる一カ月につき一カ月を加算するという考え方で法律の改正を行ない、その内容につきましては政令で定めるといふ形にいたしておるわけでございます。

○伊藤道雄 かつての増加恩給の第七項、これは年金と一時金との選択制がとられていたと思うんですが、そこで現在新しく選択制の適用を受ける者があるのかないのか、こういう点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(増子正宏君) ただいまの御質問にお答えいたします前に、先ほど抑留の内容を政令でと申し上げましたのは間違いでございまして、今度の改正法律案に法律でうたっておるわけでございます。

それからただいまの御質問の点でございますが、現在とはほとんどなくなっておるわけでございます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、傷病年金受給者の妻には加給がつけられたわけですが、さらに、そうだとすると、家族にも加給をつけるべきではないかと思うんですが、この点はどうですか。

○政府委員(増子正宏君) 傷病年金につきましては、従来いわゆる家族加給というものがございまして、前回の改正によりましてこの妻の加給ということが行なわれることになったわけでございます。で、従来これにつきましては家族加給がなかった点は、実は他の災害補償といひます

か、あるいは社会保険等によります給付との比較におきまして、この傷病手当、恩給法による傷病年金に相当する程度の障害、これにつきましては実は一般的には一時金制度がないのでございませう。しかしながら、恩給につきましては、従来の特殊な関係もございまして、一時は一時金とされておった時代もございまして、その後年金に改められて、いわば保護といひますか、そういった給付の内容からいいますと、他の制度よりは幾ぶん有利なといひますか、手厚い内容になっておるわけでございます。そういう意味におきまして、さらにこれに家族加給を加えることは必ずしも適当でないというふうな観点から、ずっと家族加給は傷病年金にはつけていなかったわけでござい

ます。しかし、その後傷病軍人等につきまして傷病年金受給者、いわゆる重症程度の傷病の場合におきましても、家族特におきましては相当の御苦労があるという点で相当さういふ御意見が強くありましたために、従来家族加給をつけていないという点と、一方でそういう何らかの措置の必要性という点を総合勘案いたしまして、妻だけにそれでは加給をしようという形で、実はこの改正案について前回御可決をいただいたという点でございます。したがって、増加恩給には妻ばかりでなくほかの家族の分もついておるといふ点からいいますれば、家族全員に及んだほうが多々ありますと申すわけでございまして、いふことは言えると思ひますけれども、いま申し上げたような状況におきまして、妻だけにでもやっておるといふ点、これはこれでまあ妥当な内容なのではなからうかというふうにも考えられるわけでございます。現在御指摘のように、妻以外の家族にもこの加給をつけるという点は考えていないのでございませう。

○伊藤道雄 それでは時間の関係もございまして、あと午前の部は一問だけお伺いして、さらに通算問題とか抑留期間の通算問題等々の問題については午後に譲りたいと思ひます。そこで午前の最後の質問としてお伺いしたい

のは、どうもわかりにくい、むずかしい法律だといふことになると、この恩給法とかあるいはまた、共済組合法が必ず引き出されるわけですね。これを十分検討してみると、結局は附則が次から次へと改正される、このことに原因しているのではなからうかと思ふのです。もうひんばんに附則が変わっていく、どうも国民一般には理解しがたいわけですね。共済もそうですが、恩給、共済といふことになると、どうも理解しがたい。そこでやはり国民のどなたにもわかるように、簡易な、簡明な法律にひとつ改める必要があるのじゃないか、この際、どうもわかりにくい、そういうことで、特に繰り返し申し上げるように、附則の意味がどうもわかりにくいという声を強く聞くわけですね。そこで一つお伺いしたいのは、こういうものを当面整理してしまつて、附則を一切整理して、恩給法一本に改めることが、この際適當ではなからうかと思ふのです。こういうことに対する基本的な考え方と、また、今後の取り組み方、こういうことについてひとつ御説明いただきたいと思ふのです。

○政府委員(増子正宏君) 御質問をあるいは私間違つて御趣旨を理解しているかもしれないけれども、お答え申し上げますと、まず第一点でございますが、恩給法の改正が非常にわかりにくいという点でございます。これは全く仰せのとおりでございます。私ども実はこれを取り扱っておるわけながら、非常に頭を痛め、苦心をいたしておるわけでございます。で、それらの苦情の理由として先生が御指摘になったのは、附則の改正が何回も行なわれているというふうな言われたのでございませう。確かにそういう点の一つあると存じます。ところで、なぜそういうふうになっているかといふことでございませうが、私も実態的な理由として申しましては、恩給といふものは非常に継続的に給付されるものでございまして、給付自体に継続性がございませう。しかしながら、一方で、ときどきの必要に応じて改正いたします。そこでいつも問題が起りますのは、従来の既得権

の問題でございませう。この既得権といひますか、改正によつて、従来の権利がそこなわれないようにしようという配慮がいつも働いているわけでございます。したがって、改正は、本法の改正のみではまかなない切れないのでございまして、いわゆる経過措置といふものがどうしても出てくるわけでございます。この経過措置が何回もたび重なつてまいりますので、前回の改正の経過措置といふたうなぐあい、これがもう幾重にもあつていくといふことでございます。これを何とかもう少し簡単にできないかといふことを、実は恩給局の職員もいつも考えているのでございませうが、いままでのところは、ちょっとこれを抜本的に改めるという案もないままに、今日に至つては、いろいろと私ども先生方からお教えをいただきました。まして、なるべくわかりやすいきりしたものにしたいといふことは、念願をいたしておるわけでございます。

それから第二点として先生の仰せられましたのは、いろいろなものを整理して、恩給法一本に改めたらどうかという御提案でございませうが、これは恩給という制度以外に、共済という制度のことも含めて御指摘になったものかどうか、その辺がちょっとわかりかねるわけでございませう。恩給制度に関する限りは、いろいろなごちゃごちゃした改正の法律を、法律番号が幾つもございませうが、それを全部統一してしまつて、恩給法の本法、本則でもって全部規定してしまつて、恩給といふことでは、先ほど申し上げました問題と同じことになるわけでございます。しかし、そうではなくして、共済組合法も恩給制度と一本にするという御趣旨でございませうと、これはまた実に大きな問題でございませう。なかなか簡単にはまいらないのではないかと、いふふうに考えるわけですね。

○伊藤道雄 私のお伺いした意味は、難解の例として恩給法とか共済法が出されておると。いま

ここでは恩給法についての質問ですから、恩給はとにかく複雑だと。で、その原因としては、附則が次から次へと改正されると。こういうことなので、恩給法について、まあもちろん附則も恩給法の一部だといえはそれまでですけれども、恩給法、附則というものを一切整理して、当面とりあえず恩給法一本ということが望ましいのではなからうかと、こういう意味なんです。

まあそこで御意図はよくわかりましたから、恩給局としても無関心でおるわけではないということだけはわかったわけですから、やはり何となく国民によくわからないような法律では意味がないと思うのです。よくわかるような法律というものを目ざして、今後真剣にひとつさきに骨が折れてもそれを取り切つて、ひとつ真剣に取り組んでいただきたい。そうして国民によくわかる法律にしたいと思いたいです。これに対する副長官のお考えはどうですか。

○政府委員(古屋亨君) ただいまの先生の恩給に対する恩給法関係の附則が非常に複雑である。実は私もその点は事務的にできるだけ早く整理して、わかりやすいものにしたいと考えておるのですが、いまの御意見の点は、全く私どもも簡素に、国民にわかるものにできるだけしたいという気持ちで、慎重にしかも前向きな姿勢で、できるだけ早く検討を進めてまいりたいという決意でおりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(柴田栄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時五十分開会

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行ないます。
政府側からは、古屋総務副長官、増子恩給局長

が出席いたしております。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○下村定君 最初に古屋副長官に若干お伺いいたします。

当委員会はかねがね恩給法の改正は、政府が自発的にかつ大局的の見地から計画実施されるべきことを主張しまして、その手段として政府に常設の調査機関をつくることを要望してまいりました。昨年恩給局に審議室が設けられまして活動を開始されておるものでありますが、その範囲はまだきわめて小規模で、期待に満たないと思ひますがこれにつきまして、政府といたしましては、この機関を将来拡大するか、あるいはいまの目的に沿うような他の具体的御考案がございませうか、それをお伺いいたします。

○政府委員(古屋亨君) ただいま下村先生の御話で、恩給問題につきましては、昨年から恩給局の中に恩給問題審議室を新たに設置いたしました。恩給年額、恩給加算その他恩給に関する諸問題に対する調査及び研究を中心に行なうとして作業を進めておる次第でございまして、昨年四月にこの審議室がございまして、特に当初重点をいたしましていわゆる恩給のベースアップの問題を中心に検討を進めてまいってきただけでございまして、半年間検討を続けまして、ただいま御提案を申し上げておりますような恩給のベースアップというものを提案をいたしておる次第でございまして、もちろん恩給問題審議室は恩給局内の室でございまして、この恩給問題審議室をつくるにあたりましては、いろいろの経過等もございまして、まあいろいろの観点から恩給問題審議室という形でこのベースアップの問題を充足せしめたことは、御承知のとおりでございまして。なお、御承知のように、総理府の中で公務員年金制度連絡協議会という関係各機関の局長をもちまして、私副長官が司会者になりまして、公務員年金制度連絡協議会というものを設置いたしまして、諸外国等の立法例の問題その他各種年金の問題について

もこの協議会で検討を続けておる次第でござい

ます。したがって、御承知のように、恩給の問題あるいは年金の問題、非常に関連するところも実問題としては現実には多いのでございまして、ただいまの二つの機構をもちましてただいまは作業をいたしておるものが現状でございまして、将来におきましては、この二つの政令によりまして恩給問題審議室、それから閣議決定をもちましてできました公務員年金制度連絡協議会の運用におきまして、不十分というようなことがありますが、別途新たに制度的にも検討を加えたい。国会のはうの附帯決議等におきまして、また当委員会で御審議をいただいております。私どもは、現在御意見をいただいております。私どもは、現在の二つの機構をフルに動かしまして努力いたしておる次第でございまして、将来これらの問題、非常に大きいいろいろな問題が多々ございまして、そういう場合にはこの二つの機構だけでは足りないというようないろいろな問題になります。機構的にもひとつもう少し大きいと申しますか、制度的な、機構的にも権威のあるものを検討をしまして、いいたいと考えておる次第でございまして。

○下村定君 次は、午前にも質問が出ましたが、今回の恩給額の引き上げは三年間で段階的に実施することになっております。次の改正をやるために、またすみやかに今回増額の恩典に浴する人に引き上げられた金額を支給するためにこの三年の段階を短縮をさせていただきたいという希望が午前も出たとおりでございまして。この点について、いま一度政府にお考えがございましてお聞かせ願ひたい。

○政府委員(古屋亨君) ただいまの増額措置を三年間で行なうという問題でございまして、私どもも、先ほど恩給局長から申し上げましたように、この問題については三年を区切らないで、しかも年齢等による制限というものによつて三年の間に徐々に実施するということは、決して私どもはそれが望ましいというふうに考えているわけではございませ

せん。ただ、こういうふうな措置をとりましたに

あたりましては、初年度から完全実施ということなをいたしまして、ばく大な経費を要することとなりまして、財政の点その他諸般の事情から非常に困難な事情にあるというのを考慮いたしまして三年間というふうに措置した次第でございまして、もちろん国家の財政が許しますればその間におきまして、ただいま御意見にありましたように、できるだけこれを短縮するように、私どもも財政その他の面を考慮いたしまして努力をまいりたいと思つております。

○下村定君 総務長官がお見えになりましたから長官にお伺いいたします。恩給は、物価の上昇、生活水準の向上、そのほか現職公務員の給与の改善などと調整をはかる必要のあることは当然でございまして。現在審議されておりますこの改正法案を昨午作成する過程におきましては、このことを一つの項目として法案中にまとめるという意見が相当にあったように思ひます。提出されております改正案にはそれが入つておらぬのでございまして。これは何か特別の事情によるものでございませうか、お伺いいたします。

○政府委員(白井莊一君) 恩給に關しましては、お説のように、生活水準の向上とか、物価の上昇、また民間の給与ベース等を勘案いたしまして改定をいたすべきである、こう考えておりますが、この点につきましては、できるだけくばりやうというふうな点について検討し、調整をすることも必要ではないかということも考えたのであります。が、いづれにいたしましても、各省と政府部内で話し合つた結果、今回はその案項をばずさざるを得ないことになりました。また、いま御質問にございまして、今度の改定につきましても三年がかりということ、この点については、政府といたしまして、必ずしも満足いたしておらないのでありますが、ただ、財政上のいろいろな事情でそうせざるを得なくなつた。前回もそうでございましたが、今回もまたそういうことを取らざるを得なくなつたわけではございませ

財政事情がよくなれば、これらの点についても改善をいたしたいと考えております。ただ、現在はなかなか経済の成長がいわゆる正常化するという段階にありますために、当面困難な事情にあることを御了承いただきたいと思います。

○下村定君 今提出されました法案にあの条項が入らなかったということは、あの趣旨が認められないというふうなことでなくて、何かほかの事情で削除されたということでしょうか。

○政府委員(増子正宏君) 御質問になっておる、いわゆる条項の点でございますが、これは私どもがいろいろ案をつくりまして段階におきまして、一つの考え方として、恩給年額の調整に関する原則的な考え方を一つ条項として置いたらということとで考えた一つの案でございます。この案につきましては、先生のように御賛同の向きもあつたわけでございます。関係の中では、やはりそういった条項につきましても若干の疑問の意見を持たれる向きもございました。そういった意味におきまして、いろいろな意見がありました関係上、最終的な政府案といたしましては、そういった成文化は一応見送りということになったこととでございます。

それでは実質的にそれが非常に支障があるかというところでございますが、私も今回の改正等の考え方が、実質的にはそういう条項として考えられたようなものの考え方の基礎に立っておりますので、実質的な意味におきましてそれが不都合だということには考えていないわけでございます。

○下村定君 次はまだ恩給法中に残っておりますいろいろな不合理、不均衡等の問題について恩給局長に若干伺いたしたいと思います。

まず傷病恩給についてでございますが、現在戦傷病は普通公務となっておりますが、これは戦間公務とすべきではないかと考えます。また、傷病恩給受給者がなくなりましたときの扶助料ですが、この場合、公務の扶助料になるのと第三号と申して公務に入らないものと二種があるように

ございますが、これは公務一本にするのが現在の段階においては妥当ではないかと思うのでございます。この点に関する御意見を承りたい。

○政府委員(増子正宏君) 傷病恩給の算出の基礎といたしまして、普通公務という考え方になっておるけれども、これは戦間公務として考え直すべきじゃないかという御意見だったと思えますが、普通公務というふうな考え方はしていないわけでございます。御承知のように、公務というものは、戦後は、この普通公務、戦間公務という考え方、終戦までございました。この考え方とは違っていいわけでございます。特にこの点を何らか改めるといことは現在考えていないところでございます。

それから、増加恩給の場合、いわゆる平病でなくなった場合の扶助料でございますが、これにつきましては公務扶助料一本にすべきであるという御意見に承つたわけでございますが、この点はやはり従来の取り扱ひのあれからいたしまして、全く公務による傷病によって死亡された場合と、そうでない原因によって死亡された場合とを全く同一に扱うということとは、かえって問題ではないかというふうにも考えられるわけでございます。したがって、この差別を撤廃することにつきましては、なお、さらに慎重な検討を要するものと考えられるわけでございます。

○下村定君 裁定基準ということが前から問題になっております。ことに内部的疾患のためには、これを是正すべきだという意見が強いのでございますが、承りますと、これについて調査会を設けるといふお話もあつたように記憶しておりますが、その点はどうかになっておりますか。

○政府委員(増子正宏君) いわゆる傷病恩給の裁定基準に關します御意見でございますが、この恩給法によります傷病恩給を給します場合の基準は、一応症状等というものが示されておまして、それによって段階があり、その内容によりまして現実の傷病なりあるいは障害の程度を判定い

たすわけでございますが、これらの運用につきまして従来とております基準につきましては、諸外国の実例とかあるいは多年にわたる医学的所見等を十分調査検討をした結論として実は決定されておるものでございますので、いろいろな立場からおそろく若干の御意見はあろうと思うのでございますけれども、しかしながら、全体として見ますと長年月の間、是認されてきたものでございまして、それを今日、にわかには不適当であるといふことで変更するということも実は非常に困難なものと考えられるわけでございます。

それから、一部の内科系疾患につきましては調査会を設けましてその基準等を実はきめておるわけでございます。

その他、一般の傷病につきましてこの基準等を再検討するということは現実の問題としては非常に困難なことではないかというふうに考えておるわけでございます。

○下村定君 次は、救症者で普通恩給を併給されておる者に対する減額率が二割五分から二割五分に引き上げられたのは、その理由がわからないのであります。その御説明をお願いしたい。

それからもう一つ特別項症ないし第二項症の介護手当が二万四千円と定められておりましたが、目下の時期におきましてこれを増額すべきではないか。この点もあわせて伺いたい。

○政府委員(増子正宏君) いわゆる救症程度の傷病につきましての傷病年金を支給されておる場合に、普通恩給の資格もあり、そうして普通恩給が支給される場合に、この恩給額を減額する制度が現在ございまして、それが二割五分の減額でありまして、現行を二割五分引きに改めるといふことにつきましては御質問でございます。

この傷病恩給の受給者に普通恩給が併給される場合でございますが、この併給は実は当然に併給をされるわけでない点が増加恩給の場合と違うわけでございます。いわゆる項症の傷病の場合の増加恩給の支給につきましては、当然に在職年のいかににかかわらず普通恩給が併給されるわけ

でございますが、救症の傷病恩給、傷病年金の場合にはその本人が普通恩給を受ける年限に達しておつた場合にのみ出てくるものでございます。したがって、傷病年金額を算定いたします場合には、普通恩給が併給されない場合を一応考慮いたしまして、その金額を定めておるのでございます。その関係から第七項症と救症のうちの一番上の第一款症とを比べてみますとよくわかるわけでございますが、第七項症の増加恩給よりは傷病の程度としては低い第一款症のほうが、傷病年金の額が実は高くなつておるのでございます。したがって、それに普通恩給が併給された場合のことをたまたまそういう場合があることを考えますと、傷病の程度が軽いものの方が普通恩給と傷病年金を合わせてよいにもらうということになりまして、その関係が逆転したわけでございます。で、そういうことを避けるために、傷病年金受給者に対して普通恩給が給せられる場合には、普通恩給を減額するという仕組みに從來なつております。で、その比率を今回二割五分に上げましたのは、二割五分の現行の比率ではその間の調整ができないものでありますから、その調整が適當なところにくまで改めたいということとでございます。

さて、実は終戦までの傷病恩給関係の場合にはやはりそういうことになつておつたわけでございます。特別に不利にするという意味でこの控除率を引き上げたわけでないことを御承知願いたいと思ひます。

それからもう一つ、いわゆる介護手当の増額についての御意見でございます。特項症等にいわゆる加給せられます手当の額でございますが、これは現在二万四千円、御指摘のとおりでございます。この増額という点からは、なるほど傷病恩給全体の増額という点から見ますと問題になるところでございますけれども、要するに恩給額の総手取りの問題として考えますと、この加給せられる金額をふやすかあるいは増加恩給そのものを増額するか、まあいずれにするかという問題もあるわけでございます。で、従来のいきさつから言いまし

定俸給額と文官のそれとの関係でございますが、第一に御指摘になりましたのは、この点につきましては旧軍人が不利益な扱いをされておる、その差別を撤廃すべきではないかということでございますが、なるほど従来旧軍人の仮定俸給につきましては、大官の仮定俸給のそれに比しまして一部不利益な扱いがあったわけでございまして、漸次それを解消いたしましたして、今日ではまず残つて

上、恩給公務員でない者としての在職期間を恩給公務員の期間と同様に扱うということにつきましては、例外措置でございますので、恩給法の改正という点につきましては、そういうった例外措置はほどこせるだけ避けるということであるべきであります。しょうし、また、かりに設けられた例外というものの運用にあたりましてもやはりそれを厳格に運用するというのがたてまえではないかということとを申し上げたわけでございます。したがいまし

て、御指摘の電信電話工事株式会社あるいは私鉄の職員の場合でございますが、最初の電信電話工事株式会社の問題につきましては、すでに以前のこの委員会の審議の際にも明らかにしておきまして、これはいわゆる占領下の措置でございます。連合国最高司令官のモラントムが出ております。それによってこの会社の業務が政府機関に引き継がれる、全面的に継承されるという措置がございまして、その一環として法律改正が行なわれたことでございます。したがって、あるいは通常の事態におきましてたとえば今日の事態におきまして、純粹に恩給法的に考えました場合にはおそろしいような問題がございまして、この当時とられた措置と同じようになるところは保し、たい問題ではなかったかと思つてございまして、いづれにしても特殊な事情のもとにとられた措置であるというふうに考えるわけでございまして。

それから私鉄の場合の職員等につきましては、これは主として公共企業、国鉄等の職員の年金の場合の問題になるわけでございしますが、これも実はいわゆる民間の企業を国鉄等が吸収する場合の措置でございまして、その吸収する一つの手段といえますが、条件という意味において退職年金を計算する場合に、前に在職しておいた会社の期間も通算するというようなことが、いわばこの業務継承といふことが、そういうふうな業務を引き継ぐ場合の一つの条件として考えられたものというふう

に理解するわけでございまして。したがって、いま申し上げた例は、それぞれ特殊の場合といえますが、かかるべき理由のある場合でございまして、私の考えております例外的な扱いは厳格にやるべきであるということにつきまして、その考え方と特に矛盾するものとは考えていないわけでございまして。

○伊藤頭道君　そういう御答弁ではどうして納得できませんので、さらに重ねて伺いたします。が、それでは満州国とかあるいは満鉄等の職員のうち、日・満・日、それから日・満の者の在満期間、これはもう明らかに恩給公務員期間ではないわけですね。したがって、これは擬制であるわけですね。にもかかわらず、何らの制限もなく、在満期間がまるまると通算されておるわけですね。したがって、擬制だから制限するんだというそのお考えを恩給局自身がくずしておるということになるわけですね。これはもうはつきりすると思つて、先ほども申し上げたように、恩給公務員でない者を恩給公務員として取り扱うんだから、すなわち擬制であるから、なるべく厳格な規制を設けるんだ、そういうことであるのにもかかわらず、日・満・日あるいは日・満の場合の在満期間は、どなたがどう考えようとも、これはもうはつきりと擬制ということになるわけですね、あなたの論法をもってすれば。そうだとすると、擬制だからきびしく制約するんだという、そういう制約を恩給局自身がくずすと、そういうことになるわけですね。それは例外もあるんだ——例外ということでは、これは相ならぬと思う。

○政府委員(増子正宏君)　私が申し上げておりますのは、擬制だからというよりも、いわば制度としては例外的な制度だというふうな申し上げたわけでございます。まあ原則があり例外があります場合、例外というものは、やはり最小限度に行なわれて初めて例外でございまして、これが自由無条件にどんどん拡張される場合には、これは例外ではなくなるものだというふうに思うわけでございまして。

で、いま御指摘の日・満・日や日・満の場合のことでございますが、実は確かに恩給制度のためまえからいへば、これも軽々と認むべきものでなかつたと思うわけでございまして。しかし、これを認めるにつきましては、相当論議もあり、国会の法律でもって認められたというのが結論であろうと思ひます。たとえば日・満・日、満州国政府について、日・満・日の通算の問題でございますが、これは戦後初めてできたものではないということ、これは先生も御承知のとおりでございます。昭和十八年でございますか、すでにいわば戦前——戦前

にどうか、終戦前にこの外国政府職員の通算問題というものは恩給法に取り入れたわけでございまして。これは全く日・満・日の場合を考えたわけでございますが、終戦になりましたのでこの法律に書かれてある日・満・日という事態が全く本人なりあるいは関係者の意思にかかわらず実現不可能になつてしまつたという事態が現実の問題として起きたわけでございまして、この現実の問題をどう処理するかという問題におきまして、いま問題にされておる日・満の問題とか、あるいは日・満・日の問題がそこに出てきたものと考えるわけでござい

ます。したがって、これはやはり恩給法の問題でございまして、先ほど申し上げましたような原則的な考え方はありますけれども、それを基礎に置きながらそれぞれ出てきた事態に対処して解決されたものというふうな考えるわけでございまして、私の申し上げた例外は、できるだけ厳格にということと恩給局みずからこれをくずしていったというふうなものはなくして、やはり恩給制度というものの基本的な考え方はありますけれども、いろいろな事態に処するため、いわば国全体の政策としてこういつた措置がとられたものというふうに考えておるわけでございまして。

○伊藤頭道君　私は先般申し上げてゐることは、日本電信電話工事株式会社とか、あるいは私鉄等のいわゆる民間機関を恩給期間に通算しなかつたか、と反対してゐるのではない。それは当然認めていいと思う。だから日・満・日、日・満のケースも認めておるのだから、日・満をなぜ認めないのか、そういうことの前提に立つて、この前の続きです。それから、そういう前提にお伺いしているわけですね。したがって、そういう善意に解した解釈を……、そのことに反対しておるわけじゃない。日本電信電話工事株式会社、私鉄機関、これはもう理論からいへば、法理論からいへば純然たる民間機関、それを恩給期間に現実には通算してゐる。これに反対だ、そういうことを問題にしてゐるのじゃない。いささかも問題にしてゐない。だから日・満・日、日・満も同様在満期

間、どなたがどう考えてもこれは法理論からいへば、結局擬制ということにならざるを得ない、恩給局長の見解をもってすれば。だからおかしいじゃないかということの一つの論拠として申し上げておるわけですね。

さらに伺ひたいと思いますが、総務長官は衆議院の内閣委員会に行かねばならぬということがいま連絡がございましたから、そこでせっかく来られたから一点だけ伺ひたいとおきまして、前回総務長官は、当初日本政府は、日本政府の採用された者と、それと当初満州国、満鉄等に入つた者と、この二者を比較すると、日本政府との関係において契約が違つて、こういうことを明確に言われたわけですね。したがって、後に日本政府の公務員になつても処遇の差があるのは当然ではないか、そういう意味の御答弁があつたと思うのです。そこで伺ひたいわけですが、こういうことになるかと、当初役人であつた者と役人になつた者、これは人間が全然違つてゐる印象をわれわれは持たざるを得ないわけですね。これは結局こういう考へ方が出るの、戦前にあつたいわゆる官尊民卑の考へ方がまだちよつと長官の頭の中にこびりつてゐるのではないかと、こういうふうな判定せざるを得ないわけですね。初め役人であつた者でなかろうと、人間には変わりがないわけですね。しかも先ほど来申し上げてゐるように、恩給公務員で、今度は民間、それまた恩給公務員に戻つた、その中間の民間期間を日・満・日、日・満の場合にはまるまると通算しておるのですね。それに反対してゐるのじゃないですよ、誤解のないように。そうならば当然日・満の場合も当然にこれは通算してしかるべきではないか、こういうことを申し上げておるわけですね。この点を重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(白井一君)　私の前回申しましたのは、日・満・日ということでありまして、日本の当然官吏として就職してございまして、そのままでいけば当然日本の公務員としての恩給がもらえる。ところが、満州のほうの満鉄等に転出をし

た、その際には一応やはいいずれは内地の官吏として戻る、こういう正式の文書があったかどうか知りませんが、とにかくそういう話し合いで出てまいりました。したがって、まあそのまゝあちらでやめられた方に対しては日・満というケースになつて恩給がもらえる。それからまたさらに、内地に戻ればこれも通算するというのは、一つの契約といひますか、約束でそういうことになつてまいりましたんで、これはもう当然だと思ふんですが、ただまあ満・日の場合ですという、満州国に勤務せられていて日本の恩給というものが適用されない会社に勤めていた、しかし、戦後こちらのはうの公務員になつた以上はこちらのほうの恩給は適用されるが、向こうにいた分までを適用するといふことについてはいかなるものかといふことは、まあ日本の公務員についたからそういう一つの疑義といふか意見も出てくるのでございませうが、そのまゝあちらでやめて、満鉄なら満鉄だけに勤めてやめられた方については、これは内地の恩給法の適用はないことになるので、したがって、もし満・日についてあちらの分まで全部これを通算するといふことになると、やはりあちらにおかれて内地の公務員にならない方まで、これまた考えなくちゃならぬという理屈も出てくるかと思ふのであります。で、そこで、まあそういうところを勘案して内地に満州のほうの会社から公務員として戦後こちらへ来られた方に対しては、恩給の年限に達するまではあちらのほうの年限を認めよう、その限度においては通算をしよう、それ以上となると、いま申し上げたようなことで、そこまではたして、拡大することについては議論の余地がまだあるわけございまして、それがためにいろいろ御意見等もございまして、話し合いをしてみたんでありますけれども、まだそういうような点から御要望のように、満・日における通算を全部これを満州国の会社に勤められた分まで通算するといふことに決定するまでに至つておりませんことは御希望に沿ひがたくて申しわ

けないのでありますが、いま申し上げたような理由からも、そういう点でいまだにむづかしい、こういう次第でございまして、したがって、別に官吏であるからどうか、民間であるからどうかといふことではございせん、まあいま申し上げましたように、勤務の当初の条件といひますか、契約といひますか、そういうことのいきさつから、いま申し上げたようにいたしてゐるわけございまして、でございまして、重ねて申し上げますように、民間側のもを全部それまで、こちらにたまたま復帰せられた方は、それじゃ全部通算するが、満州のまゝ終えられた方にはそのまゝといふことになる、そこにまた問題が、拡張の意見も出てくるわけでありまして、したがって、相見合つてやつたといひますか、そういう点で現在満・日については取り扱つてゐるということをや、御了承いただきたいと思ひます。

○伊藤藤道君　もう時間がないからそのことについていま一回伺ひたいと思ひますが、前回からの総務長官の御答弁を伺つてゐると、どうも矛盾しておるわけですね。前は、最初恩給公務員であつたから云々と言つてゐるわけですが、まさしく最初民間であつたか、恩給公務員であつたか、もつと簡単に言へば、恩給公務員であつたか、もつとよつて差があるのはしかたがない、そういう意味の答弁を繰り返して聞いたわけですが、ところが、いまの御答弁では、官吏であるとか、民間であるとか、そういうことはあまり問題にしてゐないのだといふ意味の答弁もあつたわけですが、そこで重ねて伺ひたいと思ひますが、長官のお考えはあまりにも理論的根拠に欠けてゐると思ふのです。いまも申し上げたように、一つの感覚ですね、前時代的な感覚にすぎないのだ、そういうふうな考えざるを得ないわけですが、私の判断をもつては、たとへば当初公務員であつた者が、純然たる民間会社に入つた場合、その後また公務員になつた場合で、その中間の民間期間を恩給公務員期間と、擬制す、恩給局長のことは、擬制といふことばを用ゐると、この民間期間を恩給公務員

期間として擬制して通算するといふことは、理論上はあり得ないことですね。これはどなたでも判断できる、民間だから。ところが、長官のお考えをもつてすれば、この場合も当初公務員——ここに非常に重点があるわけでありまして、長官のお考えは、当初公務員であつたがゆゑに、そうして当初民間であつたがために——これはもう人間がもう全然違ふのだ、当初公務員であつた者は国として処遇するのだから、その中間に置かれた民間期間も通算を行なわねばならないのだ、そういうふうにとれるわけですね。そうだとすると、これはもう不合理きわまると思ふのです。だから、私はここで、もう時間がないから要点だけお伺ひしたい、この場で、総務長官の立場で日・満・日あるいは日・満のケースを認めてゐる現時点において、当然に満・日を認むべきだ、こういう質問に對してこの場で総務長官が、そんならそうしましやうと言ふことは、それはなかなかむづかしいと思ふ。それが一番いい。そうすれば、この法案の審議は簡単に済むわけですね。もう問題ないわけですね。それが最高の理想だと思ふのです。しかしながら、なかなか——長官も、おそらく察するに、頭の中では、これは当然伊藤の言つたとおりだ、そのとおりなんだ、だがしかし、うっかりここで返事してしまうと、予算化はなかなか容易じゃない、そういうことで心にもなくそういう御答弁をしておるんだと思ふんです、おそろく。当たらずとも遠からずだと思ふんです。

そこで、ぜひこの問題についてはひとつ、ここでそういたしますという御答弁はなかなかむづかしいから改善の策として、この問題は非常に考へべき真理があるので緊急にこの問題と真剣に取り組んで最高度の努力をして解決につとめる、そういう意味の御答弁があつてしかるべきだと思ふんです。そうしないと、前の前任者の総務長官、前任の恩給局長も、そのいふゆる政府の統一見解と相当後退しておるわけですね。で、そういう意味のいま御答弁を総務長官からいただければ、ようやく前総務長官、前恩給局長の言われた統一見解

に戻るわけです。現在のままでは数歩後退してしまふわけですね。これでは国会の審議は意味がないと思ふのです。審議を重ねて、よしその歩みはおそろくとも、少しでも前進ならば意味があるわけですね。ところが、それが逆に後退してゐるわけですね。だからなかなかもつて簡単にはこちらもやめようと思つてもやめられないわけです。そういう意味もあるんで、こういう点をひとつよくかみしめていただいて、そういう前向きな御答弁があつてしかるべきだと思ひますので、重ねてこの問題をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(日井莊一君)　伊藤先生の満・日の公務員に對して非常に思いやりのある御発言で、その点は私も非常に御熱心なあれで心を打たれるのでございまして、ただ、私は、まあ官尊民卑という考え方から、先ほど御質問のあつたように、その區別してゐるのではないといふことで申し上げたわけでございます。まあ私が申し上げるのは、一つの日本の当時官吏として就職を日本の官庁にしていた者が、本人も進んで国策に協力するといふ意味において行かれた方もありましようし、あるいはまあいやながら行かれた方もあるいはあるかもしれないが、とにかくいづれは内地に戻つて来るし、また、恩給等についても同じように取りはからうのだからといふ一つの約束で行かれたと思ふのであります。この点については、内地におきましてはそういう必要もなし、内地におれば、内地の役所において勤められるわけでありまして、ですから、そういう約束事で行つた以上は、それをそのまま実行するのが当然でありまして、まあ専断なども組合でいまい問題になつておりますが、これなども教職員組合の専断などもやはり一つの約束、まあこれは法律があるのでございまして、組合に勤務するのにもまた戻るといふと、これが恩給年限等に加わるというところも理屈に合ふことだといふ意見もあるものでございまして、一つの法律をつくり、約束をつくり、法律をつくらんでも約束がある以上はそのまゝ実行しなければならないといふのでいま言った

ようなことになったわけでございます。満・日に
ついては最初の約束がそうでなかったと私は解釈
いたしておりますので、そこでもあいま取り扱っ
ているようなふうに現在においてはいたしておる
わけでございますが、しかし、御熱心な御意見で
ございまして、今後ともひとつよく検討をいた
しまして、十分今日までも検討いたしましたのでござ
いまして、一そうよくひとつ研究いたしてみまし
て、これは長い間の一つの懸案でございますか
ら、現在のところではいま申し上げたようなわけ
でございますから、ひとつより一そう研究してみ
たいと思います。

○伊藤頼道君 それでは総務長官が衆議院の内閣
委員会の要請で強引に退席になりますので、これ
で私は了承したわけではございませんが、この続
きはまた次回に引き続いて行ないたいと思いま
す。

そこで、問題をさらに掘り下げて恩給局長と副
長官にお伺いいたしますが、いまも総務長官にお
伺いたしたように、問題の中心、それと考慮の根本は
最初恩給公務員であつたか、こういふことではな
くして、恩給公務員として擬制しよう
とするその勤務個所が国家機関に準ずるものであ
るか、こゝろが中心に考えられなければなら
ない問題だと思つております。こゝろが意味
から満州国とか、満鉄等の日・満・日のケース、
あるいは日・満のケース、これはもう恩給公務員
期間としてこれを通算することは正しいと思つて
います。だから満州国なり、満鉄等、満鉄に限らず、満鉄
等についてはもう説明申し上げておるので繰
り返しませんけれども、そういう国家機関に準ず
るもの、国家機関そのもの、そういうものである
かどうかというところに判断の重点を置かなければ
ならないと思つております。そういう観点からすれば
然日・満・日、日・満のケースを全期間を通算す

る、すでに現行法はそうなつてゐるわけでありま
す。これはわれわれも賛成のわけですね。そういう
前提に立つたならばどういふわけで満・日をこれか
ら除外してしまわなければならないのか。きわめ
て不合理だと思つておられます。こゝろをひとつ
恩給局長から御説明いただきたいと思つておる
わけですね。

○政府委員(増子正彦君) ただいま伊藤先生のお
考え方を承つたわけでございますが、その点につ
きましては、従来におきましてこの府で幾度も
申し上げた点でございますので、またその繰り返
しになると思つておられます。私どもの考え方は、少なく
とも従来までの恩給法なりあるいは改正法にあら
われた姿、形というものを認めてまいりますと、先
生の御主張のようにはなつていないといふふうに
考えるわけでございます。すなわち、この恩給公
務員でない期間を恩給公務員として通算するとい
う場合に、その対象になる勤務個所といふこと
が、勤務の機関が国家機関に準ずるものであるか
は、国家機関そのものといふことによつて異なる
か、こゝろが中心に考えられなければならないとい
ふことは考えられないのでございまして、もちろ
ん通算の問題が起きます場合には、先生のおっしゃ
るように、そういう関係があるといふこと、すな
わち満州国、外国政府でございまして、あるい
はそれに準ずるものであり、内容的に日本の政府
機関に準ずるものであつたといふことは、一つ
の要件ではあると思つておられます。そういう要件を満
足していない場合に通算する問題などは起きて
こないといふふうには私どもも考えるわけでは
ございません。しかし、その要件を満たしているな
らば、すぐ直ちに通算という結論と結びつくかど
うかでございます。私どもの考えでは、それは直
ちに通算といふことには結びつかない。すなわち
いまの国家機関であるといふようなことは一つの
要件であり、それを満たさなければ問題になりま
せんが、それを満たした場合にはさらにまた別の
観点の要件がありまして、その要件を満たした
という場合に通算の問題が出てくるといふふう
に考えるわけでございます。私どもが第二の要件と

考えますのは、その国家機関もしくは国家機関に
準ずべきものと考へられるものと、それから日
本政府との間に一種の人事交流といふことが、人
事政策上の関係が存したといふことが、これは一
つの要件だと考へるわけでございます。単に、対
象になる機関が国家機関であるいは国家機関に準ず
べきものであるといふことだけでは、まだ通算の
要件は満たされない。たとえば、これは恩給法上
の長い間の問題といふことも、長い間そうなつて
いるのでありますけれども、府県のあるいは市町
村の吏員といふものは、これは恩給公務員には
なつておりません。しかし、その業務内容あるいは
府県の実態から言いますと、まさに国の機関に
あつては国の機関に準ずべきものと考へられるわ
けでございます。しかし、それにもかかわらず、そ
こに勤務しておられます事務吏員といふものは、恩
給法開闢以来恩給公務員としては扱われていない
し、無条件で通算もされていらないのでございま
す。それが通算されるというのは、一定の条件が
あるわけでございます。たとえば、国家公務員か
ら引き続き地方公務員になつた、事務吏員になつ
たといふような者、それがまた国家公務員になつ
たといふような場合には、この事務吏員であつた
期間が通算されるといふようなことはございま
す。しかし、そういう関係なくして、もともと
県のあるいは市町村の事務吏員で十年、二十年
やつた、そしてその後恩給公務員になつた場合
に、その市町村の事務吏員であつた期間は無条件
で恩給公務員に通算されるという形はこれまでと
られておりません。そういう意味におきまして、
対象の機関が、先生のおっしゃる通りに、国の機
関に準ずべきものであつたとしても、それだ
から直ちに当然通算すべしという結論にはなつて
いないのでございまして、そういう意味におきま
して、一定のさらにそのほかに条件を加へまして、
ある種の条件が満たされた場合のみ通算をする
といふことではございまして、したがひまして、昭和十
八年の改正法を見ましても、それから昭和三十六
年に改正されました現行法にいたしましても、外

国政府等に行く前にすでに日本で恩給期間に達し
ておる者、すなわち文官でありますれば十七年以
上日本におつて、それから外国に行つたといふ場
合には、日・満・日の場合におきましても、満州
在満期間は通算されない、通算されないこと
になつておるわけでございます。先生のお説で
いけば、これが通算されないといふのはやはりおか
しいことになつておるわけでございますけれども、こ
の恩給法ではその場合には通算しないといふことに
いたしておるわけでございます。そういうこと
で、私どもとしては、先生のおっしゃる満鉄
等がその内容におきまして国の機関に準ずべき
ものであつたといふことについては全く異論はない
のでございまして、しかしながら、それに異論が
ないからといって、直ちに在満期間を全部無条件
で満・日の場合にも通算すべしという結論には
ならないといふのが私どもの考え方でございます。
それを通算するようにするかしないかといふこと
は、やはり一つの政策的判断でございます。これ
は理論的にまことに当然だといふことではなく
して、そのほうがよいのではないかといふ意味の政
策的配慮ではないかと私どもも考へるわけござい
ます。したがつて、政策的配慮でございますか
ら、もしかりにそれをやりました場合には、その
他これと関係する類似したものとの均衡という問
題が当然出てこようかと思つてございまして。
そういう点から言いますと、現在の満・日の扱い
につきましても、なるほど関係者の方から見れ
ば、非常に不満があり、また先生のおっしゃるよ
うに、これを直すのが正しいといふ御意見がある
いは私どもも考へなければならぬ点であるか
と思つておられます。いづれにしても、これは
政策的な立場におきまして、そのほうが妥当で
ある、そのほうがよろしいという結論が生まれ
れば、やがて改正案として御審議願ふという筋合
いのものであらうと思つてございまして。
○伊藤頼道君 そこで重ねてお伺いいたします
が、法理論からすれば、日本電信電話工事株式会
社とか、私鉄の例ですね、これはもう純然たる民

問機関です。だから、恩給法という純法理論からすれば、これはもうこの期間を公務員期間として通算することはできないわけです。恩給法からだけ判断すればそれに違いないでしょう。にもかかわらず、先ほどの総務長官のことは借りると、これはあるいは国鉄があるいは日本の政府がこれを買収する条件にした、そういうことでこれは解決したということだから、法理論から言えば、全然できないことが、可能に不可能になったものだろうと思う。それをいまま是非しておるわけじゃない。反対しておるわけじゃない。そういう政治も必要でしょう。だから、われわれは賛成しておるわけですね。それと、日・満・日とか、日・満のケースも当然にわれわれは反対しているのじゃない。たいへんけっこうだ、一歩前進であるというふうにおわれわれは賛意を表しておるわけですね。もしそういうことを前提と認めるならば、なぜ日・満だけをそういう不公平な取り扱いをするか、そういうことなんです。で、今度は日・満のことだけについて考えても、たとえば満州国に十年おつて、それで満・日ですから、日本で十年。それで、日本で十年でやめた。そういう場合は、旧恩給法は十七年ですから、十年ではあと七年足りない。それで最低年限に達する必要な期間として、十年のうち七年だけは、満・日であつても認めておるわけですね、現行法は。あとの三年はだめだということになるわけだ。そういうことになる、こういうところはおかしな理論にならざるを得ないわけですね。満州国の十年間、そのうちの七年間だけはとにかく恩給公務員として認めよう、あとの三年はだめなんだということとは、七年だけた公務員期間として認めるが、あとの三年は同一勤務場所に同一条件でつとめておつて、そのうちの十分の七だけは認めよう、十分の三はこれは認めるわけにいかぬ。同一労働条件で勤務しておるわけですね、にもかかわらず、七年だけしか認められぬ。もしかりに内地で十五年つとめた場合は、十年満州でつとめても、十五年の場合、二年足りないから、あと二年だけは認めよ

う、あとの八年はだめなんだ。これも理論から言うと、全然意味がないわけですね。ただ、機械的に足りない分だけを認めよう、そういう考え方にはかならないわけですね。これもずいぶん筋の通らない話だと思つてます。そこで、さっき総務長官にもお伺ひしたように、恩給局長の立場で、まだ総務長官が、それなら満・日を認めましょうと言わないうちに、恩給局長の立場で先走つて、それならそういたしますと言えないでしよう。だから、ここで私は最後にお伺ひする点は、満・日のこのケースの場合もまことに傾聴すべき根拠がある。したがつて、前向きな姿勢でひとつ研究に取り組んで、解決のために最高度の努力をいたしたいという意味の御答弁はあつてしかるべきだと思つてます。総務長官ともよく相談の上でですね。恩給局長の立場で、独自でそういう結論を出せぬことは当然でしょうから、当面の責任者である総務長官にも相談なさつて、ひとつそういう方向で前向きな姿勢でひとつ最高度の努力をやるということを書かれて、初めて前恩給局長の言われた、また、前総務長官の言われた、政府の統一見解にようやく近づいてくるわけですね。それでもまだ数歩後退しておるわけですね。現実には大きな後退がいま見られるわけですね。せめて前任者のその見解までは戻さざるを得ないでしよう。そういう意味合いで、ひとつ十分こういう点をお考えの上で、御答弁いただきたいと思つてます。そういう意味の御答弁がないと、時間は何十時間あつても足りないわけですね。

○政府委員(増子正宏君) 私もできるだけ先生の御趣旨に沿いたい気持ちが一ぱいなんです。ごさいます、いろいろ承つておりますと、私の申し上げたのが、前任の恩給局長とはひどく違つておるようにおつたのになつております点が、実は私まことに納得できない点でございまして。前任の恩給局長、ないしは前々総務長官等が申されましたことと、先生は統一見解というふうにおつしやつておられるのでございまして、私も実はこの問題起きましてから、過去の速記録を全部調べたのでございまして、どうも先生のおつしやつておるような意味の統一見解というものは、速記録の中からは出てこないように思つてございまして。かりに統一見解ということにいたしますと、私が考えられますのは、満鉄等が国の機関に準すべきもの、あるいは国の機関と考へてもいいような性格のものではなかったかということについては、そのように考えられますということについては、その点はまさにある意味では先生と当局側との統一見解と言へると思つておりますけれども、それなるがゆえに、満鉄の在職期間は全部公務員期間と考へて、その後の期間に算入すべきであるという結論、その点については当局側は何ら統一見解ということではないというふうに考えられるわけにございまして。しかし、いづれにいたしましても、先生の仰せられる御意見は、一つの御意見であると思つております。

それから私が申し上げておりますのは、実は法理論という点では私もないと思つてございまして。一種の政策といひますか、ものの考え方として従来こういうふうになつておりましたということをお申し上げたのでございまして、理論的にそうと申すことでは私もないかと思つてございまして。たとえば先ほども申し上げましたように、満州に行く前にすでに恩給期間に達しておる者、その者については、在職期間は、日・満・日の場合でも通算いたしませんので、その点などは一体どういふことなのだろう、こういうことでございまして。これは理屈の上では別にその根拠があるうと思ひませんが、しかし、その人はすでに恩給をもらつておるのだから、満州に行つておる間は、ずっと恩給をもらつて満州国に勤務しておつたのだから、その分は恩給期間に入れるのはおかしいという考え方がもちろんあつたと思ひますが、しかし、先生のお考えに従ひますと、その期間だつて当然通算すべきだ。同じ期間、同じ年月、机を並べて勤務したのに、片一方は通算され、片一方は通算されないのはおかしいという御議論であれば、この場合だつて、かりに恩給もらつていふといふと、差別するのはおかしいといふことでございまして、現在の制度が一つの法理論に基づいておるといふよりも、一種の政策的な配慮に基づいておるといふものというふうに考へるわけにございまして。そして政策的な配慮でございまして、いろいろな特殊事情というものをそのときそのときいろいろ考慮してつくられたわけにございまして。したがつて、現在のこの通算に関する改正法案も、従来考へられたいろいろな状況というものを基礎にして今日に至つておるわけにございまして。それを要するにつぎましては、やはりまた新たな事情というものを考へに加えなければならぬということにならうかと思つてございまして。したがつて、そういうふうなことを考へまして、結局あるいは先生のおつしやるようにすべきであるという結論が得られる日があろうかとも思つてございまして、私いまからお約束申し上げるわけにはまいらない点でございまして。しかし、いろいろと先ほどからも御意見がございまして、私も少しは、総務長官も先ほど申し上げたところでもございまして、上司の指示を受けまして、今後とも十分研究を進めてまいりたいといふふうにお考えのわけにございまして。

○伊藤道雄君 時間の関係もございまして、本法案に対する私の質問は、最後に一点要望を申し上げておきたいと思ひますが、あとは次回に引き続いて御質問いたしたいと思ひますが、最後に恩給局長に強く要望申し上げておきたいと思つております。

私が日本電信電話工事会社あるいは私鉄の期間を恩給の期間に準じて通算したということ、あるいは日・満・日、あるいは、日・満のケースを全期間通算したいということ、これは心から賛成してゐるわけでありまして。ということは、ただこの問題は法理論一本で解決できる問題ではないことは明々白々の事実である。そこでこういう問題が解決したということは一つの政治の前進であつて、高度の政治的配慮があつたと思つております。

その点についてわれわれは賛意を表しているわけであり、だから竿頭一歩を進めて、そこまでいったのならばさらに満・日のケースも恩給の最低年限の不足分だけというような、そういうような筋の通らない考え方ではなくて、一歩政治的配慮を進めて、当然これも近い将来に認めるように最高度の努力をしてもいい、また真剣に取り組んでもいいというのを強く要望申し上げておきたいと思うのであります。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませ
んか。――ほかに御発言もなければ、本案の質疑
は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(柴田榮君) この際、委員の異動について御報告いたします。ただいま中村順造君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

ちよつと速記をとめて。

○委員長（柴田栄君）速記を起こしてください。

○委員長(柴田榮君) 次に、皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これにより質疑に入ります。なお本案は、お手元に配付いたしましたように、衆議院において若干修正をされておりますので御了承を願います。政府側からは、古屋総務副長官、瓜生官内庁次長、並木皇室経済主管が出席されております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤頭道君 本法案に対して二、三お伺いしたいと思いますが、まず内容の質問に先立ってお伺いしておきたい点は、昨年の九月臨時行政調査会が行政改革に関する意見を答申しているわけです。それに関しまして、宮内庁として、関係の面については宮内庁の意見を出されているわけです。この臨調の行政改革に関する意見に対する宮

内庁の基本的な考え方、御意見をまずお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) 行政改革に関する調査会の御意見は、宮内庁については何か内閣の直属の機関とするような御意見があったように思いますが、その点につきましては、別に特別の異議のない点を申し上げてよろしいと存じます。

○伊藤親道君 私がお伺いしたいのは、臨時行政調査会が行政改革に関する御意見を内閣に答申したわけです。それは各省庁等にわたって広範な内容のものであったわけです。その中に宮内庁関係の意見も臨調から出されておるわけです。この

意見に対して、具体的に私が伺いしておるのは、その臨調の改革意見に対する宮内庁の態度ですね。その臨調の意見をなわかりやすく言うのと、臨調の意見はこれらもう無視してもいいのだ、あるいは尊重するんだとか、あるいはそういう

う基本的なお考えは、いかかかと伺っておるわけなんです。ですから、それに対する可もなし不可もなしということの意味にも、いまの御答弁はとれるわけですけれども、そういうことでなく、具体的にすることはあまりたくさんないのですけれども、宮内庁には、該当の事項は、若干、一、二あるわけです。それは、基本的なお考えを聞いたあとで

お伺いすることとして、まず基本的なお考えを聞いておるわけです。なお手っとり早く言うと、臨調の改革意見に対する宮内庁のお考えは、賛成なのか、反対なのかと、こう言えどもほんとうの率直な質問になるわけです。

○政府委員(瓜生順良君) この臨時行政調査会の意見は、内閣総理大臣の諮問に応じて出されたもので、まあ内閣のほうでこれに基いていろいろ考えていかれるわけでありますので、特にわれわれのほうは宮内庁に關係した部分についてであります。が、実際に仕事をしていく上に非常に支障のあるような点があれば、これに対してその点に支障がありますというようなことをまた臨調のほうに意見を出すのもこれも義務かと思っておりますが、特に支障のあるような意見を臨調から出され

たとは思っておりません。

これはあまりないわけですが、一つ、二つだけお伺いしておきたいと思うんですが、臨時行政府調査会が「内閣の機能に関する改革意見」を出しているわけですが。そのうちで宮内庁に關係のあるところ、宮内庁の支障、そのうちで宮内庁に關係のあるところ、

のほかに、閣内閣の総務について、これは宮内庁も関係してくるわけですから、この改革意見に対する宮内庁としてのお考えはどのようなかというところでですね。まあ三通りあるわけですね。賛成か、反対か、検討を要するか。各省庁等の答弁を、意見を要約すると、三通りになっているわけです。項目に

○政府委員(瓜生順良君) この内閣府を設けるかによってみんな違うわけですね。賛成、反対、検討を要する、このうちのどれであるのか。そうしてその理由はどういうわけで、ということをお伺いしたいと思うんです。

どうかという広い問題になりますと、これは宮内庁も関連がありますが、それよりもっと広い問題になってまいりまして、そのこと自体は内閣のほうでいろいろお考えになるべきことで、そのこと自体については宮内庁ではとやかちゅっと申し上げるような立場にないわけですが、そういうものが設けられた場合に、その中に宮内庁

の機関も入る、實際仕事をしていく上に別に支障はないというふうに考えております。

○伊藤頼道君　これは具体的に言うと、こういうことを臨調は出しておるわけですね。「内閣府の機関に所屬する職員の人事権は、すべて内閣府の

長としての内閣総理大臣にあるものとし、必要の限度に應じて内閣府の國務大臣を長とする行政機關の長に委任するものとする。」この改革意見に対する宮内庁の御意見は、という意味になるわけですか。これには御賛成ですか、反対ですか。

○政府委員（瓜生順良君） この人事権の問題については、そこにありますように、その所属の官庁の長に委任するようなこともございます。現在宮内庁長官が相当人事権を持っておられるわけですが、その場合にその委任を宮内庁長官に相

当大幅にさせていただきたいという気持ちは持っております。

○伊藤藤道君　そうしますと、三つのうちどれに該当するわけですか。賛成、反対、検討を要する、三通りしかないわけです。そのうちのどれかに入らなければならぬ。

（政府委員（瓜生順良君））その具体的な点、こまかい実施の問題については検討をしていきたいというところで、大筋については差しつかえない、こういうことであります。

○伊藤親道君 次にお伺いいたしますが、この内閣府に付置する機関の一つとして宮内庁をあげて

いるわけです、臨時行政調査会の改革意見では、この改革意見に対する宮内庁のお考えはどうかということをお伺いしたい。

○政府委員（瓜生順良君） その外局としてその中に含むというような意見、これについては別に異

議がないのでございまして、現在も総理府の外局として入っているわけでございますから、特に異議がないのであります。

○伊藤彌生 これはそういたしますと、この三つのうちには入らぬわけですか。賛成でもなし、むしろ反対ではないわけですね。三つのうちの……。

○政府委員(瓜生順良君) この大筋については、別に異議はないのでありますが、しかし、こまかい具体的なやり方については、まだはっきりしていない点がございますから、具体的にどうやるかということについては、場合によると、その点はこ

○伊藤顯道君 臨調の行政改革に関する意見のう
りすべきだというふうに検討を要する点があるか
もわかりませんが、そういう点を留保しておいて
の賛成というふうに考えられてもいいじゃないか
と思います。

ち宮内庁關係のはきわめて少ないので、この程度にとどめておきたいと思う。

そこで法案の説明に基づいて二、三お伺いいたしますが、まずお伺いしたいのは、皇室経済法の一部改正についてですが、皇室経済法の第六条第

三項第四号によりますと、独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇族費の年額は、年齢には関係なく、一律に定額の十分の一に相当する額となつておるといふ提案理由の説明があるわけですが、そこでこのことに關連して二つほどお伺いしますが、まず年齢に關係なく一律にした根拠は那邊にあるかといふこと、これが一点、それから「定額の十分の一」と現行はなつておるわけですね。これも十分の一としたのはどういふわけであるか。何か根拠があつて十分の一にしたのか、この二つの点についてひとつ納得のいくように御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 今度の改正をお願いするその前の皇室経済法では、全部平均に、年齢を問はず「定額の十分の一」といふふうに平均して同じになつてゐるのはどういふわけかといふお尋ねですが、この法律ができましたところは、独立の生計を営んでおられない宮家に属しておられる方といふと、みんな小さなお子さんが多かった、成年に達せられた方は一人もなかつたわけですが、お子さまの経費といふので、同じように見ようといふことで平均といふふうに十分の一、同じといふふうの規定をしたものと考えられます。じや十分の一といふのは、どういふ基礎から出てきたかといふことでございしますが、これは御頭首の宮さまに對して妃殿下の場合は二分の一といふふうになつておりますが、さらにその五分の一、御頭首に對する十分の一程度の経費を一応見れば必要の限度の経費が一応まかなえるのじやないかといふことで、まあどちらかといへば、下目なもので組まれたと思ひます。最近成年に達せられる皇族さんもありましたために、実情から見てもやはり成年に達せられると、いろいろ御活動もありましたので、これを十分の三といふふうに直していただきたいといふのが改正をお願いしている点でございます。

○伊藤顯道君 なおお伺ひいたしますが、成年に達した場合ですね。宮中の行事とかあるいは内外の交際あるいは各種行事への出席、こういうことをあわせ考へて公的な諸行事に参加することが例

になつておるといふことの説明があるわけですが、そこでお伺ひいたすわけですが、宮中行事とかあるいは内外の交際、各種行事、それぞれについてひとつわかりやすく具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この対外的な行事ですと、たとえば國賓の方が見えますと、元首とか、それに相當する方が見えるとか、あるいは他の國の皇族方が見える、そういう場合に宮中で晩さん会があつたりあるいは茶会があつたり、ときには午さん会があつたりしますが、そういう場合には成年に達せられた方は差しつかえない限りはそこにお出になるのが例になつております。なお、たとえば天皇誕生日のような機会に、外交団の人が見えまして祝意を表せられる、そのもてなし茶会がございしますが、そういうところへも成年に達せられた方はやはりお出になつております。具体的に言いますと、昨年成年に達せられた三笠宮王子内親王は、成年に達せられたあととほさういふ会に出ております。その前は出ておられませんでした。それから国内の國遊会なんかの場合でも、成年に達せられる前はお出になつておりませんが、成年に達せられると國遊会にお出になつておられるわけですが、その他皇室のそれぞれの場合に皇族としてお出になるといふ場合には、未成年の方はお出にならなくても、成年に達せられると都合のつく限りはお出になるといふことでございします。

○伊藤顯道君 現行では年齢に關係なく一律に定額の十分の一であつたけれども、年齢に關係なかつたわけですね。今回の改正では成年に達した場合に定額の十分の一から十分の三に引き上げようとする、そういう内容であると思ひます。先ほど十分の一は何か根拠があるかといふ質問に對して、これは大体いふならば腹だめだといふ御説明があつたわけですが、今度の場合も、十分の一から十分の三といふのは何か根拠があるのか。あるならばその根拠を教へていただきたい。根拠といふものが全然なくて、これも單なる腹だめだとおっしゃるのか、この点を明らかにしていただき

たい。

○政府委員(瓜生順良君) この十分の一を十分の三に上げますことは、これは先ほど申しましたように、三笠宮王子内親王が昨年の四月に成年に達せられました。いろいろの行事にお出ましになりますから、そういう実績を勘案いたしますと、やはり十分の三程度のことに直すのが妥当であるといふふうに考えられたわけでありまして、で、なお、この十分の三は、妃殿下ですと十分の五、それから成年に達せられないお子さまは十分の一、ちようどそのまん中あたりの金額になりますから、実績と外觀的な見方といふものと加えて、十分の三といふ金額に、そういう率がよくあつたといふふうに考へた次第でございします。

○伊藤顯道君 次に、皇族費に關連してお伺ひいたしますが、皇族費の定額については、これは皇室経済法の施行法第八條ですか、これに定額が規定されておるわけですが、そこで現在は五百十萬、これは昨年の四月改定された分であらうと思ひます。そこでこの説明によりますと、最近における内外の交際の増加に伴う経費の増大、あるいは経済生活の上昇、宮家職員の給与の引き上げ、こういうことを考慮して、現行の五百十萬を六百二十萬に増額しようとするのだと、こういう御説明があつたわけですが、そこでお伺ひするわけですが、内外の交際の増加について、どのように上げなければならぬのか、その点について、ひとつ具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この内外の御交際、外關係をまず申しますと、外国から日本に見えまするいろいろの貴賓といふものは、最近年々ふえておられます。そういう貴賓をもてなす会の際にお出になる場合が多いわけでありまして、
〔委員長退席、理事栗原祐幸君着席〕
それから外国の大使館の数も、新しい獨立國もできましてふえてまいりました。そういう人との御交際もふえてまいりました。よく新しい大使が見えますと、皇族方など呼ばれて、晩さん会などなさる場合も多いのでありますが、そういう回数

もだんだん多くなつておりますし、そういうようなこと、それから国内的ですと、いろいろの行事に皇族方にお出まし願ひたいと言つてこられるのが相當ふえてきております。体育ですとか、文化の面ですとか、あるいは社会事業の面ですとか、あるいは産業の面ですとか、そういう場合がいろいろありますので、そういう意味において、内外のそういう方といふいろいろ接觸されることによつて、交際費としての経費もよけいにかかる、交際費として非常に御服装をととのえられたり、そこにお出かけになる経費ですとか、あるいはごちそうになれば、たまにはこちらでもなされるとか、そういう広い意味の御交際の経費がふえておるといふことでございします。

○伊藤顯道君 次にお伺ひいたします前にもこれは當委員會で質疑が重ねられた問題ですが、高松宮の御所有の光輪閣ですね、これはその後引き続いて無償で提供されておるのかどうか、その後どうなったのか、こういうことを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 光輪閣は、建物は高松宮様の所有であります。光輪俱樂部は貸しておられます。引き続いて貸しておられるわけで、光輪俱樂部があの建物を利用して、いろいろの催しの場所にしてゐるといふことも、前と同じようでございます。

○伊藤顯道君 第四十六国会だと記憶しておりますが、光輪閣は大体百人程度の會員で、一カ月の会費は一萬圓、地方の者は五千圓といふことで、このような会費で運営をしてゐるといふこと、それと、その利用のしかたは宮さまの自由である、こういう意味の宇佐美長官からの御答弁があつたと思うのです。この点については、いままもこのような状況で進められておるのか、この点はいかがですか。

○政府委員(瓜生順良君) いまま同様でございます。特に會員がふえるとかといふこともございしません。

○伊藤顯道君 次に、沼津御用邸の件に關してお

伺いたしますが、この沼津御用邸については、当委員会でも視察をしたことがあるわけですが。現在も引き続いて、やはりあのときの状況と同じように、ほとんど使用されないままになっておるのかどうか。その後一般に開放しようとするほうへ進んでおるのかどうか。もし開放するとしていろいろになるのか。こういう問題をあわせてひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 沼津の御用邸につきましては、最近では浩宮様があすこへおいでになつて、御両親殿下ともしばらく御滞在になる。これは一昨年でしたか。その後特別に去年あたりから御使用になつてゐることがないのであります。他の御用邸に比較すると使用の回数というものはあまり多くないという点がございまして、この点はこの前の場合とちよつと似たような状態にございます。で、特にまあ沼津の海岸の状況がだいぶ変わつてきております。以前はあすこで皇太子殿下とかその当時の義宮様が海水浴をなさつたこともあつたやうでございまして、学習院の海水浴場もあつたりしてつたのですが、その学習院の海水浴場も適当でなくなつたとか、だんだん海水が汚染してきておりますので、そういう条件が変わつてきております。それから最近あの地方を工業推進地域ですか、何かで指定をされて、あすこへ何か石油のコンビナートをつくらうかというやうな問題があつて、すると御用邸の大きなところはそのための港にするというやうな計画もあつたりして、先年この委員会の方が御視察の際にもその場所もごらんになり、いろいろ検討されていただいたわけですが、そういうやうな工業地域として開発することになりますと、御用邸をあすこに引き続き設けておくことは適当でないんじゃないかという問題が出ておるわけがあります。で、宮内庁としてはあくまでも御用邸として維持したいというつもりを持っておるわけではございませんが、しかし、もしあすこを開放するにしても、やはりほんとうに御用邸に適當なふうにしなければいけないわけでありまして、そ

こらあたりのところがいまのところは全然まだ未解決のままになっておりまして、まあ非常にいい構想があればそれは考えられるということでございます。

○伊藤道雄君 この沼津御用邸の問題については、

〔理事東原祐幸君退席、委員長着席〕

以前からいろいろと論議になっておりますので、ひとつ十分この問題とも真剣に取り組まれて、善処方を要望申し上げておきたいと思ひます。

なお、引き続き伺ひたいと思いますが、次に新宮殿の建設に關連してお伺ひしたいと思います。

新宮殿の建設については、お見受けするところ、大體昨年から工事が本格的に始められたやうに見受けられるわけですが、そこで伺ひたいのは、現在のどの程度に進捗しておるのか。もちろん基礎工事が済んで間もなくではあらうと思ひますが、こういう進捗状況ですね、計画どおりにおるのかどうか、そういうことをまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 新宮殿の工事は、昨年の六月に起工式がありまして、それから実際の工事にかかつてゐるわけでありまして、昨年度の工事の進捗はまあ予定どおり進んできております。四十年に入つて続けてあとやっておりますが、現在柱が立つております。先般も立柱式といつて、柱を立てるのをやりましたけれども、柱が立つております。今年のうちに屋根もついてくることと思ひます。で、来年ぐらいが内装のほうに入るといふことになると思ひます。おおむねは予定どおり進んでおりますけれども、しかし、いろいろ専門家にただしてみますと、最初の計画どおり四十一年度中、つまり四十二年の三月末までに完成することは少し無理じゃなからうか。少しくやはり延びるだらう。四十二年の秋くらいになるのじゃないかというふうに申しております。工事に上りて何か手違いがあつて、というよりも、實際まあいろいろやっていますと、そうい

うふうにややおくれなければ完成しないのじゃないかという見通しになっております。

○伊藤道雄君 この新宮殿の建設にあつて、総工費については、最初八十億から九十億という幅を持たせた予算が組まれておつたと思うのですが、この工費については現在どういふ状況なのか、そして今後の展望はどうなのか、こういうことを御説明いただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 最初に工事にかかりました際、まあ見通しとして九十億余りの経費といふことで見ておつたわけでありまして、だんだん工事を進めておられます現在の状況で申しますと、その後、資材、労賃その他の値上がり等がありまして、そういう物価の変動からくる幾らかの増額といふものは必要になるやうに考えられます。それから、それから、最初の設計の際に考へていたよりは資材の關係、まあ世間ではその当時はまだなかつたやうな資材で、いろいろ使われてきてゐるものもだんだんふえてきてゐる、そういうやうなものをやはりまあ宮殿である以上は、いい材料を使ひたいという設計者のほうの見解もあつます。なお、いろいろ実際にやってみますと、ここはこうしたらいいのじゃないかといふやうな意見がたびたび出されておまして、当初の予定よりは幾らか金額としてはふえてくるのじゃないかといふ面がございまして、幾らくらいふえますかといふことについては、いろいろ検討いたしておりました。大蔵省のほうともいろいろ折衝してめどをさらにつけたと思つております。

○伊藤道雄君 この皇居造営については、三十四年に皇居造営審議会が設けられて、新宮殿の建設について答申されたと思つております。それに基つて東大の教授等三名の顧問の方と芸大の吉村教授が設計なさつて、この造営計画に對する基本方針が打ち立てられた。それが現在進められてゐると思うのです。この基本方針といふのは一体どういふものか、ごく概略でけっこうですが、こういうものを説明していただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 基本方針の概略を申し上げますと、この宮殿はまあ日本の宮殿である、この日本の宮殿のやはり伝統といふものを基礎に置いて考へてみたい。外国の単にまねをなして、ほんとうに日本の宮殿にふさわしいものを考へていく必要がある。しかし、その建築の技術の關係においては、最近非常に進歩してゐるから、その近代の進歩した技術を十分に取り入れた近代的な建築でやる必要がある。それからこの宮殿は現在の憲法のためまへの天皇の地位から考へて、国民から親しまれる明るいものである必要があるといふこと、そういうことを考へる。なお、いろいろの行事をする際に、そういう行事の運行がなめらかにいくやうに、特に最近いろいろな行事の際に、多数の方の参列がございすやうに考へるのが適當であるといふので、相当多数の方も参列できますやうに部屋、廊下その他を十分考へるといふやうなことで、総括して言ひますれば、昭和の時代につくられる宮殿としてふさわしいものに考へていきたいといふことでございます。

○伊藤道雄君 次にお伺ひたいのは、工事担当の業者についてはどうなつておられるか、中でお見受けすると、幾つかの土建会社が工事を担当しておるやうですが、こういうことは一体どういふふうになりまされて、どういふ土建会社が担当しておるのか、そういうことについて御説明いただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) 工事の担当をいたしておりますのは、日本の建設をする会社のビッグファイブと言つておられる会社の協同企業体をつくりましてその協同企業体をやつておるわけですが、ビッグファイブといふ五軒の会社といふと、大林、鹿島それから竹中、それに清水、大成建設と、こういう五軒でございます。普通の工事のやうに競争入札にして、どこかの一社がこれを落とすといふやうなことは、必ずしも技術を最高度に發揮することもできませんし、それぞれの会社にやはり特徴がございまして、この五軒の会社がそれぞれの特徴を生かして力をあわせてやつてい

ただくということによって現在の建築の技術の最もすぐれた工事をしてもらうことができるだろうということ、この五軒が選ばれた。特に五軒を選んだのも、建設省あたりにいろいろ相談いたしましたのですが、五軒が六番目とだいたい開きがあるそうです。やはりその五軒がすぐれておるといふことで、その五軒の協同ということに進んでおるわけです。

○伊藤道雄 一般国民から寄金が集まっておるのですが、現時点で一体どのくらいになっておるのか、これはいろいろ調べてみると、三十九年の一月現在では、これは宮内庁の見解のようですが、大体全国から三千三百万ほどの寄付があったけれども、これは新造費には使わないで特別の装飾品等にしたいと、こういう意味のお考えのようですが、その考えは今後も続くのか、それと、現時点ではどのくらいになっておるかという点、そしてさらに伺いたい点は、金銭でなく物の場合はどう扱われるのか、たとえば庭石とかあるいは花びんとか、たとえばですよ、そういう金銭でなく物の場合はどう扱われようとおるのか、こういう点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) この一般の寄付は、四月末のところまで申しますと、五千四百八十二万円でございます。この寄付金につきましては、これをどういうふうに使いますかということについては、いまのところまだ決定いたしておりません。まあこれはこの最後の仕上げのほうの面に入った場合に、たとえばこの部分の装飾はこの寄付金でとかいうふうな、この寄付金によってこの部分ができたということがわかるようにしたいと思っておりますが、まだいままでのところは、何にそれを使うかというところは決定いたしておりません。内々いろいろ相談はいたしております。それから物の寄付がありました場合、これはこの宮殿の造営に必要なものでございましょう、ありますれば、それは受けるというたてまえになっておりますが、いまのところは別に申し出の

分は聞いておりません。

○伊藤道雄 最近、皇居内を機会を得て拝見したわけですが、宮殿の新造営工事と並行して随所でいろいろな工事が進められておるわけですね。これは新宮殿工事の一端として進められておるのか、あるいは別個の工事として進められておるのか、非常にあちこちで盛んに工事が進められておるようですが、こういうことの概要を御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(瓜生順良君) これは皇居造営、広い見地からその中に陛下のお住まいもある、それから宮殿の部分、それから東側地区を整備して皇居付属の庭園として、宮中でお使いにならない場合には一般に開放しよう、大筋がこの三点ございまして、お住まいのほうはできておりますが、宮殿の工事はいまやっております。最後に申しました東側地区のほうを付属の庭園として整備するということをやっております。したがって、いま東側地区のほうへおいでになりますと、前馬場であったところが掘り返されて、もとあった旧、江戸時代代に庭がありましたけれども、その復元をやったりいたしております、それからあすこにありました馬小屋ですとか馬車庫、そういうものをこわして別の地域にそれをつくったり、あるいは庭の中にありました他の建物をこわしたりしております。なおそのほかに、先ほど申しました三つの項目と直接関係はない、間接には関係はありますが、やはり東側地区の書院部の横、楽部の横のところに皇后陛下の御還暦記念のホールというのを工事いたしております。これは音楽、集会等に使われる記念のホールでございますけれども、これもいま工事中で、今年の秋には完成するといふようなことになっております。皇居全体として、いまおいでになりますと、あちらこちらで工事をしている非常に雑然としておりますが、これは皇居全体を整備するといふことをいまだ盛んにやっておりますこととございまして、

○伊藤道雄 時間の関係でございますから、最後に一点だけ伺いして、本法案に対する本日の質問を打ち切っておきたいと思うのですが、そこでお伺いしたいのは、京都御所の復元計画ですが、この計画がおそらく三十八年の十二月ですかとまತ್ತように聞いておるわけですね。三十八年の十二月にまತ್ತしたこの案は現在どうなっておりますのか、案のまま放置されておるのか、具体的にどうなっておりますか、その概要をひとつ御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(瓜生順良君) 京都御所の復元、これもやらなければいけないことと思っております。戦時中に空襲に備えて、京都御所のつながりの廊下のところからこわして疎開してしまつたので、もとの京都御所の姿が変わつて、おもな建物がぼつぼつ立っておつた感じがなくなつたことになつております。この復元の問題はかねて研究しておりました、いま伊藤先生おっしゃつたように、三十八年の計画というものでできておるわけでありまして、この計画に基づきまして、実は毎年大蔵省のほうへ予算要求をしておりますけれども、一方宮殿工事等で相当いま経費が多いものですから、もうちょっと待って、待って、待って、待つておるわけで、適当な機会に財政上の都合のつく機会に復元を進めていきたいと思います。

○委員(柴田榮君) ほかに御質問はございせんか。——ほかに御発言もなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。ちよつと速記をとめて。

〔午後四時一分速記中止〕
〔午後四時十二分速記開始〕
○委員長(柴田榮君) 速記起こしてください。本日は、これにて散会いたします。

〔午後四時十三分散会〕
〔参照〕
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
附則
（小字及び——は衆議院修正の部分）
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

昭和四十年四月一日から適用する。
四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
一、憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案（予備審査のための付託は十二月二十一日）
一、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十七日）
一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月一日）
一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月三日）
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
附則
（小字及び——は衆議院修正の部分）
この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
昭和四十年四月一日から適用する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
附則
（小字及び——は衆議院修正の部分）
（施行期日）
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案
附則
（小字及び——は衆議院修正の部分）
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三三号 昭和四十年四月十九日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二五通)
請願者 京都府福知山市字菱屋三九 入江
義博外七千六百四名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九五〇号 昭和四十年四月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県上伊那郡南箕輪村長野県旧
軍人恩給擁護連盟南箕輪支部内
唐沢只久外三百三名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九五一号 昭和四十年四月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 埼玉県北足立郡足立町大字志木二
八二八 尾崎時三郎外五百二十七
名

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八二号 昭和四十年四月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 栃木県小山市大字稲葉郷一、七二
一 高岩徳治外五百五十五名

紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八三号 昭和四十年四月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県久慈郡大字町大字二八〇
佐藤富郎外五百八十八名

紹介議員 鈴木 一司君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八四号 昭和四十年四月二十日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)
請願者 茨城県新治郡桜村 大津忠雄外二
千四百二十七名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八七号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町 津金道義
外四百四十二名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九八九号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 三重県上野市野間 岡田鉄男外八
百三十名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九〇号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)
請願者 新潟県見附市葛巻町一、九一六
久我清治郎外千八百三十四名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九一号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(七通)
請願者 埼玉県入間郡武蔵町大字扇町屋三
九八 三吉道雄外二千八百十二名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九三号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西刑部町七九五

黒須勝正外八百三十九名
紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九九四号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)
請願者 千葉県香取郡山田町山倉一、六六
二 大野春吉外二千三百三十一名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇二五号 昭和四十年四月二十一日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町乙姫一〇 古
吉次郎平外二万三千八百九十三名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡坂北村二、六一七
関崎幸外二千五百六十六名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(八通)
請願者 埼玉県深谷市境五七一 柴崎長三
郎外五千三百四十六名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇六〇号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 新潟県村上大字村上一九四 益
田茂雄外二千四百六十六名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇六一号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 大阪府南区長堀橋筋二ノ三五ノ一
大阪府軍恩連盟内 和田完二外六
千八百五十八名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇六二号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)
請願者 熊本県天草郡五和町鬼池八一五
荒木伊勢松外二万四百二名

紹介議員 沢田 一精君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇八九号 昭和四十年四月二十二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(七十六通)
請願者 鹿児島県阿久根市波留一、五八九
末田実方外三万四千八百九十名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八五〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 滋賀県大津市榎屋町全通信労働組
合滋賀地区本部内 東谷政男

紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第一八六九号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県三条市四ノ町二四五 渡辺
宏司

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

第一八七〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)

請願者 新潟県流作場字元新州二、五〇〇
全運輸省労働組合新潟海運支部内
坂爪貞一 外一名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一八七一号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山梨県甲府市古府中町全林野労働
組合甲府分会内 石原理
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一八三二号と同じである。

第一八七二号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡香住町香住郵便局内
桑田武男
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一八八五号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 青森県黒石市大字市ノ町六 西谷
徹郎
紹介議員 征森 順造君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一八八六号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県東田川郡柳引村長 上野今
朝治郎
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第一八八七号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県長井市宮境町四二四 田村
正顕
紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は第一八二三号と同じである。
第一八八八号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市尾上町三、二八四
加藤孝一
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第一八八九号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市旭町二ノ三、四三
五 菊地健
紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第一八九〇号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡黒川村長 伊藤孝
二郎
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一八九一号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県村上市長 加藤善次郎
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一八九二号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県東筑摩郡明科町 波場博志
外二名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一八九三号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(三通)

請願者 福井県坂井郡三国町上堅区三八
増永貞子 外二名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一八九四号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(十二通)
請願者 福井県武生市南之町四六号 清水
義一 外十一名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一八九五号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 滋賀県高島郡高島町長 清水鉄三
郎 外一名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第一八九六号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県養父郡八鹿町長 内田訓之
亮 外三名
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一八九七号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡竹野町藤字阿古谷七
ノ一城崎郡中竹野中学校内 田淵
義泰
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一八九八号 昭和四十年四月十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 鳥取市東町県庁内自治労鳥取県本

部内 益子謙一
紹介議員 仲原 善一君 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

第一九〇三号 昭和四十年四月十七日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県小諸市坂ノ上 佐藤祐一
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九〇四号 昭和四十年四月十七日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県養父郡養父町広谷広谷郵便
局内 米田広司
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九〇五号 昭和四十年四月十七日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(三通)
請願者 滋賀県長浜市長 金沢兼外二名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じであ
る。

第一九一七号 昭和四十年四月十九日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町長 村上一
三 外一名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第一九一八号 昭和四十年四月十九日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 鳥根県浜田市黒川田中 山本悟外
四名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第一九一九号 昭和四十年四月十九日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 福島県須賀川市南上町 阿部伊三男
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一八二五号と同じである。

第一九五二号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 青森県知事 竹内俊吉
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九五三号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県西置賜郡小国町長 今周一郎
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第一九五四号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県鶴岡市長 足達兼一郎
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第一九五五号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 福島県須賀川市緑町三 松川愛子
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一八二五号と同じである。

第一九五六号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県那須郡那須町長 笹沼賢弥
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第一九五七号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市西原町二、七八二ノ一 稲垣敏雄
紹介議員 坪山 徳弥君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第一九五八号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県西筑摩郡大桑町長野一、〇四〇 赤羽純信
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九五九号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県佐久市大字新子田一、八八九 美沢育雄
紹介議員 小山太郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九六〇号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県三島郡越路町長 白井又三郎
紹介議員 小柳 牧雄君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一九六一号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県新潟市長 桂登達
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一九六二号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 福井県坂井郡春江町長 三寺利兵衛外一名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。
(福井県級地是止要求表添付)

第一九六三号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 福井市牧島町二九ノ八 小笠原繁
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九六四号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 滋賀県彦根市勘定人町六 嶋田栄一外一名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第一九六五号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町議会議長 長沢 昂
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九六六号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県美方郡村岡町村岡町郵便局内 田中正一
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九六七号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 鳥取市東町一ノ三〇五鳥取県町村会内 野野秀三
紹介議員 石谷 憲男君 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九七八号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山梨県甲府市九ノ内一ノ六ノ一 治芳山梨県本部内 石原孝
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九七九号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡亀田町高山 佐藤 允雄
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第一九八〇号 昭和四十年四月二十日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県長岡市柳原町二五七ノ一 治芳長岡市役所職員組合内 田崎 修一
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一九八一号 昭和四十年四月二十日受理
この請願の趣旨は、第一八三五号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡日高町 太田了二
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第一九二二号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(一通)
請願者 滋賀県坂田郡山東町長 堀江喜一
外一名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第二〇二六号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県新庄市松本字向野五五一ノ
一新庄測候所内 佐藤義正
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二〇二七号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山形県鶴岡市馬場町十日町口七山
形地方・家庭裁判所鶴岡支部内
野原文吉
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二〇二八号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県上都賀郡足尾町長 鈴木
一
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第二〇二九号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県直江津市長 佐藤策次
紹介議員 小柳 牧衛君

第二〇三〇号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県新井市長 入村誠
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二〇三二号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟市内野町五九九ノ二 柳沢謙
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二〇三三二号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山梨県甲府市中小河原町九六七ノ
二全労働省労働組合山梨職安支部
内 萩原信
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一八三二号と同じである。

第二〇三三三号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(三通)
請願者 滋賀県愛知郡稲枝町長 西村義郎
外二名
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第二〇三四号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町長 永井幸彦
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三三三号と同じである。

第二〇三五号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町 菊地安

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第二〇三六号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県更級郡更北村長 北村進一
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第二〇三七号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 長野県飯田市長 松井卓治
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(六通)
請願者 福井市井手町八七 斎藤俊典外五
名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第二〇三九号 昭和四十年四月二十一日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(六通)
請願者 福井県坂井郡芦原町本荘小学校内
清水義輝外五名
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第一七九九号と同じである。

第二〇四四号 昭和四十年四月二十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(三通)
請願者 滋賀県坂田郡米原町長 夏川甚吾
外二名
紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。
第二〇七七号 昭和四十年四月二十二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県三条市二ノ丁六〇九三条市
役所職員組合内 丸山晋
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第一八六八号 昭和四十年四月十六日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 札幌市北十九条東二丁目 戸谷宮
之外八名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一九〇九号 昭和四十年四月十七日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願(六通)
請願者 福岡市地行東町一番丁海岸 吉井
權雄外七十九名
紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十年四月二十二日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願(二通)
請願者 福岡市箱崎員塚公団住宅八三三
中村正夫外二十二名
紹介議員 森部 隆輔君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一八七三三号 昭和四十年四月十六日受理
公務員共済組合の短期掛金引上げ反対等に関する
請願(七通)
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町 橋本政
美外二千六百六十八名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四〇八号と同じである。

第一八七四号 昭和四十年四月十六日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願
(五通)

請願者 兵庫県龍野市神岡町橋内一四七

横山茂樹外四名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 北原信男

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二二号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 山下虎雄

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二二号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 飯塚喜一

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二三号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 松永竜成外一

名

紹介議員 大河原一三君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二四号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 新井喜久治外

一名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二五号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 大三輝夫外二

名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二六号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 内田敏外二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二七号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 北海道美唄市有明団地 斎藤幹夫

外三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二八号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 東京都港区麻布十番二ノ八日本都

市交通労働組合内 新井四郎外五

名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一九二九号 昭和四十年四月十九日受理

公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願

請願者 長野県飯田市伝馬町一ノ一一 矢

島勝外十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第一八七五号 昭和四十年四月十六日受理

建設者設置法の改悪反対に関する請願(二通)

請願者 静岡市松富上組二三〇 中村保外

五十九名

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第一八〇三号と同じである。

第一九三三号 昭和四十年四月十九日受理

日本赤十字社看護婦の戦時召集期間を恩給等に

通算する請願

請願者 東京都渋谷区穂田一ノ四社団法人

日本看護協会内 崎川サン子外三

名

紹介議員 植木 光教君

昭和十二年七月に始つた支那事変以来太平洋戦争

を経て引揚業務終了まで、陸、海軍に派遣された

日本赤十字社看護婦に対し、恩給に関する左

記の措置を講ぜられたいとの請願。

一、支那事変以来引揚業務終了までの期間を、恩

給法の在職年又は国家公務員共済組合法の組合

期間に算入するよう法律の改正を行なうこと。

二、恩給法の在職年に算入する期間は、恩給公務

員に相当する地位に在った間とし、国家公務員

共済組合法の組合員期間に算入する期間は、旧

制度の常勤の嘱託、雇員、用人に相当する期間

とすること。

三、一の措置(法律改正)は、改正法律施行前に退

職した者にも及ぶよう措置すること。

理由

日本赤十字社看護婦の看護婦で支那事変以来太平

洋戦争を経て引揚業務終了まで従事し、幸い健康

にして召集解除になつた者の中で、官立の診療施

設に就職した者も、今では相当の年齢になり、す

で退職期にせまつてゐる者もあるが、今までに

退職した者のはほとんどは在職期間不足のため、恩

給も退職年金も受けることができず、老後の生活

不安をいだいたまま、身寄りをたよりに退職して

いる。しかるに、陸、海軍の衛生部隊の看護婦

は、婦長は判任官、その他は雇員又は用人として

任命され、従つて恩給年金については一般官吏、

雇用人(政府職員)として取り扱われている。ま

た、日本医療団職員、外国政府に勤務した職員、

旧満鉄職員等は、職員であつた期間を恩給法の在

職年、国家公務員共済組合法の組合員期間に通算

されているから、日本赤十字社という公的機関か

ら派遣された看護婦についても、通算が実施され

ても当然の措置である。

なお、この措置が実施された場合の適用該当者

は次のとおりである。

一、昭和三十四年九月三十日以前に退職した者

約十名

二、昭和三十四年十月以後退職した者

約十名

三、昭和三十八年九月現在、国立病院、国立療養

所、国立大学の附属病院、防衛庁管内病院に在

職する者

約五百六十名

地方公務員

約二百三十名

(参考資料添付)

第一九九五号 昭和四十年四月二十一日受理

旧軍人恩給制度の改善に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 岸本久一郎

紹介議員 西川甚五郎君

旧軍人恩給制度を現状に即して合理的に改善せら

れたいとの請願。

理由

軍人恩給制度は明治八年に創設されたもので、

他の恩給制度に比較して古い歴史を有している。

しかるに第二次大戦の終結により、当時の国家財

政、国民感情等諸般の事情を考慮に入れ、旧軍人

軍属等の恩給の廃止の措置がとられたのである

が、その後昭和二十八年恩給法の一部を改正する

法律により復活されたものの、現行恩給制度は逐

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七一号 昭和四十年四月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 横浜市鶴見区東寺尾町一、一二九

大貫治作外千五百七十一名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七二号 昭和四十年四月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(三通)

請願者 栃木県宇都宮市徳次郎町二二七

池田由一外二千四百二十四名

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七三号 昭和四十年四月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(九通)

請願者 岐阜市富沢町三四岐阜県恩連盟

内 服部乙一外一万五千九百六十四名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七四号 昭和四十年四月二十四日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 福岡県柳川市隅町四九 藤島茂雄

外七百四十六名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二七五号 昭和四十年四月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 長野県諏訪市湯ノ脇一区长野県軍

恩連盟諏訪市連合支部内 浜精一

外百四十二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八六号 昭和四十年四月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 栃木県大塚町一、四八七 和田清

外七百六十六名

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八七号 昭和四十年四月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)

請願者 茨城県東茨城郡桂村 加藤木丈夫

外千八百二十二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二八八号 昭和四十年四月二十六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願(七通)

請願者 秋田県南秋田郡飯田川町飯塚五二

佐藤治三郎外一万八十八名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二九二号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二通)

請願者 滋賀県伊香郡余呉村長 桐畑辰治

郎外一名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第二二一二号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 青森県北津軽郡金木町金木三七

桑田 哲男

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二一三三号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 長野県更埴市長 若林忠一

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二一四号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町 伊藤祐俊

外三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二一五号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(九通)

請願者 福井県坂井郡三国町陣ヶ岡 池端

清美外八名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二二六号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(十三通)

請願者 福井市泉町二ノ四〇三 大塚正治

外十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第二二一七号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二通)

請願者 山形県鶴岡市一日市町六ノ一 寺

島儀七外一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二一八号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二通)

請願者 山形県西田川郡温海町長 本間義

一外一名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二一九号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 新潟県五泉市長 塚野健治

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(二通)

請願者 新潟県加茂市長 吉田巖外一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二二一号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(七通)

請願者 滋賀県野洲郡野洲町長 荒川幾五

郎外六名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町大字出石 石

田文夫

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二二三号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願

請願者 兵庫県養父郡大屋町山路町立大屋

中学校内 中尾徹

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二二四号 昭和四十年四月二十三日受理

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 栃木県那須郡烏山町長 新井祐四郎
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 兵庫県水上郡柏原町柏原公共職業安定所内 川見鉄雄外一名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 栃木県那須郡馬頭町長 金子正一郎
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第二二一六号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫縣城崎郡日高町新布兵庫県立蚕業試験場内 宮城長雄
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第二二二五号 昭和四十年四月二十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 栃木県河内郡河内村 小田林武雄
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一八二六号と同じである。

第二二六五号 昭和四十年四月二十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 滋賀県伊香郡高月町長 下村左森
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 山梨県甲府市丸ノ内三ノ一ノ四 石原孝
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十年四月二十六日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 愛媛県松山市文京町三愛媛大学教育学部内 森義孝外百四十四名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二二二六号 昭和四十年四月二十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ八ノ二号全通信労働組合山梨地区本部内 森孝外一名
紹介議員 安田 敏雄君
この請願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二二六六号 昭和四十年四月二十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡三川村大字内川一、一八二 斎藤富三郎
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二二三号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟市川岸町一ノ五三ノ三 本間長四郎
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十年四月二十六日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 福岡市住吉松月町二七一 有吉正一外十一名
紹介議員 松本治一郎君
この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第二二二七号 昭和四十年四月二十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県長岡市柏町四九 松下敏雄
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二六七号 昭和四十年四月二十四日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(五通)
請願者 島根県浜田市浅井町 山本博史外二十四名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第二二二四号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 新潟県柏崎市中海映荘一号 高橋郁夫
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十年四月二十四日受理
公務員労働者の基本賃金引上げ等に関する請願
請願者 広島市翠町一、一五八 渡部寿彦外二十一名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七五四号と同じである。

第二二二八号 昭和四十年四月二十三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(四通)
請願者 新潟市稲荷町二ノ三、五〇六 丸山賢一外三名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一八二七号と同じである。

第二二八五号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
(二通)
請願者 滋賀県伊香郡西浅井村長 中田隆一外一名
紹介議員 村上 義一君
この請願の趣旨は、第一八一六号と同じである。

第二二二五号 昭和四十年四月二十六日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願
請願者 兵庫縣多紀郡城東町議会議長 酒井一郎
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

第二二五一号 昭和四十年四月二十四日受理
公務員労働者の退職条件改善等に関する請願
請願者 神戸市葺合区小野浜町一ノ一運輸

第二二二九号 昭和四十年四月二十三日受理

第二二一〇号 昭和四十年四月二十六日受理

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八三三号と同じである。

省全港建設労働組合内 四川三郎之亮外百四十二名

紹介議員 須藤 五郎君

公務員労働者の生活と権利を守る立場から、左記事項の実現を期せられたとの請願。

一、公務員労働者が「いつでもやめられる退職条件」を法制化するとともに、わが国の社会保障の本準を大幅に引き上げること。

二、退職条件が大幅に改善されるまでは公務員に対する退職勧奨は行なわないこと。

三、臨時行政調査会が答申した官庁機構の合理化、整理縮小、廃止を行なわないこと。

理由

政府は先の閣議で、国家公務員の欠員不補充方針、ひき続き定員の大幅な削減方針を決定した。また九月二十九日には臨時行政調査会が内閣に対して大幅な政府機関の整理統合、廃止や「当面六十歳」を基準とした定年制を実施せよと勧告している。これらの方針とは別に、広く国の現業、行政官庁では、年令に一定の線をひき(当局の場合満六十五歳)それ以上の者に退職を勧奨するという合理化の方法がとられている。高令者に退職を勧奨する以上、この人たちの過去の功績に報い、かつ将来の生活を十分に保障するための退職条件を整えておくべきである。ところが退職勧奨が実施されて以来いまだに退職条件の改善のあとは見られないし、先の臨時行政調査会の答申でも、この点の具体的な勧告は何らなされていない。これではあまりにも理に合わない片手落ちな措置である。

第二一八九号 昭和四十年四月二十六日受理

傷病恩給等の不均衡是正に関する請願

請願者 秋田県由利郡象潟町 寺田寿三

紹介議員 松野 孝一君

傷病恩給制度には、まだ多くの不均衡な点が残されており、また新たに矛盾も生じているから、これをすみやかに是正するよう左記事項の実現をお願いするとの請願。

一、経済状態に適合する年額(戦前公務による年額)に調整し、これを法制化すること。

二、裁定基準を是正すること。

三、職務関連、り傷病者に対する非公務取扱いは是正すること。

四、特別加給を是正すること。

五、法第五十五号附則第十三条を復活すること。

六、普通恩給受給者の傷病年金の減額措置を廃止すること。

七、法改正時等による時効失権者に対する措置を考慮すること。

八、目症者の処遇を改善すること。

九、有期恩給の無期化を図ること。

十、扶養加給を是正し、支給対象の制限を廃止すること。

十一、傷病年金受給者の死亡後における遺族に対する処遇を考慮すること。

十二、三号扶助料を廃止し、公務扶助料とするにと。

理由

昭和二十八年恩給法復活以来、数次にわたる改正により逐次改善されつつあるが、傷病恩給については前記(一)から(九)までの条項改正を、また戦傷病者の家族に対しては(十)から(十二)までの改正を図られたい。

第十九号中正誤

へし 段 行 誤 正

四 二 終わり 掌捕 掌捕

三 三 終わり 末 末

二 二 終わり 末 末

一 一 終わり 末 末

〇 〇 終わり 末 末

九 九 終わり 末 末

八 八 終わり 末 末

七 七 終わり 末 末

六 六 終わり 末 末

五 五 終わり 末 末

四 四 終わり 末 末

三 三 終わり 末 末

二 二 終わり 末 末

一 一 終わり 末 末

昭和四十年五月十七日印刷

昭和四十年五月十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局